

# 陸羯南の教育勅語観Ⅱ

Katsunan KUGA's Views of the Imperial Rescript on Education II

野 口 伐 名

Isaaki Noguchi

## はじめに

本稿の「陸羯南の教育勅語観Ⅱ」は、前号、即ち弘前学院大学社会福祉学部研究紀要第8号（2008〔平成20〕年3月）に掲載された「陸羯南の教育勅語観Ⅰ」の続報である。教育勅語は、「教育に関する勅語といふ義」で、「明治天皇の国民思想の混乱を憂慮あらせられ、国民教育の方針を示し、徳教の基礎を定めしめんために下賜せられたる勅語」で、「教育の淵源は国体の精華に発し、其道は皇祖皇宗の遺訓に出で、古今に通じて謬らざるものなることを明示せられたものである（渡邊幾治郎氏）。

陸羯南の教育勅語観については、私は次の三つの問題を課題設定して究明を試みている。

1. 陸羯南における「仁徳の源」としての「皇室（天皇）」の「大御心」—「礼讓為国の道」の確立・実現への期待
  - (1) 「礼讓為国の道」の確立・実現の問題
  - (2) 「仁徳の源」としての「皇室（天皇）」の「大御心」の問題
2. 陸羯南における不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の制定に伴う教育勅語の国（臣）民教育の基本方針の問題—陸羯南の天皇大権（統治）の「立憲政体の確立」における日本国民の「人心其の趨向を一にする」「国民教育の方針」の問題
  - (1) 不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の制定に伴う「此の善美なる制度を扶植する」問題
  - (2) 教育勅語における国民教育の方針—その「根底」の「培養」の問題
3. 陸羯南の教育勅語の煥発に求める天皇大権（統治）の「立憲政体の確立」における指導者教育の問題—教育勅語の煥発以後の「社会の斯の道（聖旨：国体の精華・教育の淵源）を汚す罪人」の問題

明治23（1890）年10月30日、陸羯南が求めて止まない「国体の精華教育の淵源」を「聖明の徳」に置く「教育勅語（教育に関する勅語）」が煥発されると、教育勅語は、その翌日の明治23（1890）年10月31日に芳川顕正文部大臣の訓令によって各公私立学校に下付されている。すると陸羯南は、すぐさまそれに呼応して「勅語を読むの翌日」の明治23（1890）年11月1日付新聞『日本』の論説「謹読勅語（謹んで勅語を読む）」において、教育勅語を「吾輩は、其の全文を爰に掲げて永く日本臣民が倫理道德の燈明と為さん」と「謹で鄙衷を述べ」て、次のように「我輩は今日の時勢に考えて深く勅令（勅旨）の剴切なると感拝」している。

「勅語  
朕ちんおも惟いっに我が皇祖皇宗国を肇はじむること宏遠たに徳を樹たつること深厚ななり我が臣民よ克くく忠ちゆうに克くく孝かうに億兆いちちゆう心を一にして世々よ厥せの美みを濟なせるは是我が国体の精華これにして教育の淵源な亦な実じつに此こゝに存ぞんず爾なんじ臣民しん父母ぼふに孝かうに兄弟けいに友ゆうに夫婦ふうふ相あ和わし朋友ゆうゆう相あ信しんじ恭儉こうけん己おのれれを持もち博愛はくあい衆しゆうに及およぼし学がくを修しゆめ業ぎやうを習しゆひ以もて智能しゆいを啓き發はつし徳器とくきを成就じゆうじゆし進しんで公益こうぎを広ひろめ世務せいむを開ひらき常じょうに国憲こくけんを重おもじ国法こくはふに遵したがひ一旦いつたん緩急くわんきつあれば義勇ぎゆう公こうに奉ほうじ以もて天壤てんじやう無窮むきゆうの皇運かううんを扶た翼よくすへし是の如ごときは独ひとり朕わがが忠良ちゆうりやうの臣民しんたるのみならず又また以もて爾なんじ祖先ぜんぜんの遺風いふうを顕彰けんじやうするに足たらん

斯の道は実に我が皇祖皇宗の遺訓にして子孫臣民の俱に遵守すべき所之を古今に通じて謬らざる之を

中外に施して悖らず朕爾臣民と俱に拳拳服膺して咸其徳を一にせんことを庶幾ふ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

」(ルビ筆者)

陸羯南は、この明治23(1890)年10月30日に煥発された教育勅語について、「我が」新聞『日本』の論説「謹読勅語(謹んで勅語を読む)」において、教育勅語の「全文を爰に掲げて永く日本臣民が倫理道德の燈明と為さん」と力説し、陸羯南白らの教育勅語観を端的に吐露している。そして陸羯南は、引き続き明治23(1890)年11月3日の『日本』の論説「斯道論」において、「聖明斯の道を講ずるの深き遂に発して去る三十日の勅旨に為れ」ることに対して、「我輩は今日の時勢に考えて深く勅令(勅旨:教育勅語)の剴切なると感拝」しているのである。陸羯南が教育勅語の「剴切なると感拝」した事由の第一は、教育勅語に一貫して流れている「皇室(天皇)」の「大御心」にある。「謹て惟るに…天皇陛下……夙に礼讓為国の道を施し、易風移俗の事に大御心を用ひ教育に関する勅語を下だし、昨卅一日文部大臣をして広く国内に訓示せしむ(謹読勅語)」(傍点筆者)。陸羯南によれば、教育勅語(教育に関する勅語)に示されている「皇室(天皇)」の「大御心」とは、「易風移俗の事」、即ち「社会の風俗を頹敗せしめ」ている「悪しき風俗を改めかへ」て、「皇祖皇宗の遺訓を継体して夙に礼讓為国の道を施す」「天皇の心(広辞苑)のことである。そしてここに陸羯南が「大御心を用ひ教育に関する勅語を下し」と強調する時の「大御心を用ひ」とは、「天皇陛下」が「皇祖皇宗の遺訓を継体して夙に礼讓為国の道を施し、易風移俗の事」に対して、「永く日本臣民が倫理道德の燈明と為さん」とすることを意味している。「易風移俗」、即ち「易俗」は、「悪しき風俗を改めかへる(増補字源)」の意、燈明とは「火を點ずる。又其のあかり」(増補字源)の意味である。陸羯南が教育勅語の「全文を爰に掲げて永く日本臣民が倫理道德の燈明と為さん」と力説している「日本臣民が倫理道德」とは、陸羯南によれば、具体的には「夫れ父母に孝、兄弟に友、夫婦の和、朋友の信、及び皇室に対する忠」を指し、「是れ皆な日本国民の固有なる倫道」であると陸羯南は強調している。

陸羯南は、教育勅語に貫流している「教育の淵源は国体の精華に発し、其道は皇祖皇宗の遺訓に出て、古今に通じて謬らざるものなることを明示せられた」、「仁徳の源」としての「皇室(天皇)」の「大御心」に、陸羯南が生涯を通して求めて止まない「礼讓為国の道」の確立と実現の希望を見出し大きな期待を寄せているのである。「礼讓為国の道」とは、「忠君愛民の…上下相譲りて相侵さざるの」、「礼讓以て国を治むるの王道」である。「礼讓」とは、「礼儀を以て人にへりくだる。(増補字源)」の意、「論語 里仁篇」に「能以礼讓為国乎、何有(増補字源)(能く礼讓を以て国を為めんか、何かあらん。)」とある。陸羯南が日本国民に対してどんなに「礼讓」、即ち「徳義の世界」の実現を望んでいたかについては、明治22(1889)年2月14日の『日本(第4号)』の論説「不祥を祓ふべし」の中で、「吾輩は今日の法律世界を進化して漸く徳義の世界たらしめんことを望むもの」であると論述していることから理解できるであろう。陸羯南は、「吾輩は日本国民の内ほど人情徳性の発達し易きものなかるべし」と考えているからである。そして陸羯南は、日本国民の「徳義の世界」の実現について、「吾輩は何事にも此の人情徳性を本とせんことを、国内に於てのみならず国外に向ても期望するものなり」と主張しているのである。この陸羯南の教育勅語観の究明の問題については、前号(弘前学院大学社会福祉学部研究紀要第8号)においては紙幅の関係で、山県有朋内閣の法制局長官井上毅が起草した国体教育主義に思想的基盤を置く「教育勅語」に、陸羯南が「我輩は今日の時勢に考えて深く勅令(勅旨)の剴切なると感拝」した事由に手がかりを求めながら、陸羯南の「『仁徳の源』としての『皇室(天皇)』の『大御心』—『礼讓為国の道』の確立・実現への期待」の問題のみを取り扱っている。そこで本号においては、我々に残されている陸羯南における「不磨の大典『大日本帝国憲法(明治憲法)』」扶植の保障機能(作用・装置)としての教育勅語の意味と国民教育の「根底」の「培養」及び教育勅語の煥発以後の指導者教育の視点からの「教育勅語の国(臣)民教育の基本方針の問題」の二つの問題について考察を試みるものである。陸羯南における教育勅語の煥発以後における指導者教育は、「夫の教

育に関する勅旨（教育勅語）」の「之を躬行すべきの責任」ある「凡そ今日上に在りて権柄を占むる人々」の「社会の斯の道（国体の精華・教育の淵源）を汚す罪人」の問題である。これらの問題意識の基に、陸羯南の「君民協同帝国の光栄（君民共治の精神）を中外に発揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしめる」ために、「国体の精華教育の淵源」を「斯の道」に求める教育勅語観の思惟構造について具体的に考察を試みて見ることにしたい。

### 第1節 陸羯南における不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の制定に伴う教育勅語の国（臣）民教育の基本方針の問題 — 陸羯南の天皇大権（統治）の「立憲政体の確立」における日本国民の「人心其の趨向を一にする」「国民教育の方針」の問題

陸羯南は、明治23（1890）年10月30日、教育勅語が煥発されると、「聖明斯の道を講ずるの深き」ことに対して、「我輩は今日の時勢に考えて深く勅令（勅旨：教育勅語）の剴切なると感拜」している。この教育勅語の煥発は、陸羯南にとって不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の扶植の視点からはどのような意味を有しているのだろうか。それは、最初に結論を言えば、教育勅語の煥発は、不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の日本国民への扶植に対する保障機能（作用・装置）として極めて大きな役割を演じていることである。「扶植」とは、「たすけたてる、扶持樹立（増補字源）」の意味である。

明治22（1889）年2月11日、陸羯南は、「『日本（第3号）』（陸羯南）が世界に誇言」する「不磨の大典」『大日本帝国憲法・明治憲法』が発布された時、明治22（1889）年2月13日付新聞『日本（第3号）』の論説「日本国民の基礎定まる」において、「吾輩は此の大憲を拝読し其の条章の意を講究するの前に、先ず此の大憲法の発布は日本国民の基礎を確定したることを賀せざるを得ず」と、次のように絶賛し慶賀している。

「万世一系の帝位を踐ませ給へる日本天皇陛下は、一昨日を以て二千五百四十九年金甌無欠に継続せる日本国民の基礎を明確に定めんが為め、空前絶後の盛典を挙げて大日本帝国憲法を発布し給へり。……吾輩は此の大憲を拝読し其の条章の意を講究するの前に、先ず此の大憲法の発布は日本国民の基礎を確定したることを賀せざるを得ず。」（『日本国民の基礎定まる』）

「万世一系」とは、「天子のちすぢが永久にかはらず続く（字源）」の意で、「皇室についていう語（広辞苑）」である。「踐ませ」は、「其の位をふむ・ふみ行ふ（履行）（字源）」の意味である。とすれば、「万世一系の帝位を踐ませ給へる」とは、「祖宗の遺業」、即ち「古来天子は民心に基きて政を執らせらるゝこと皇道の極意（国民的の観念二巻）」を履行することを意味しているのであろう。「二千五百四十九年」は「皇紀」で、年号（元号）では明治22（1889）年に当る。

陸羯南は、「偶然にも此の空前絶後の（日本国民が紀元節なる良辰を賀して建国の記念を表している）吉日に於て、日本社会の中央に生まれ」た「我が『日本』」において、明治22（1889）年2月11日の「此の大憲法の発布は日本国民の基礎を確定した」と考え、日本国民の立憲「政体の確定」を慶賀しているのである。陸羯南が「此の大憲法の発布」は、日本国民の基礎、即ち立憲政体の確定をどんなに喜んでるかについては、次に見られる陸羯南の明治22（1889）年2月11日の「憲法発布式なる盛事を觀て政体の確定を祝する当日なり」と言う言葉や、「不磨の大典を宣布し給ひて……祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの制度を定めさせられたり」と言う言辭、更には「今や天皇陛下は祖宗の遺謨を遵守せられ、其の惠撫滋養し給ふ所の臣民の康福を慮り、其（臣民）翼賛に依り俱に俱に國家の進運を扶持せんことを望み給ひ、愈よ大憲を制定発布せられたり」と言う言葉から容易に理解することができるであろう。

「明治二十二年二月十一日と云ふ今日は、日本国民が紀元節なる良辰（吉日）を賀して建国の記念を表し、憲法発布式なる盛事を觀て政体の確定を祝する当日なり。」

「曩に不磨の大典を宣布し給ひて益々君民協同帝国の光栄を中外に発揚し祖宗の遺業を永久に鞏固な

らしむるの制度を定めさせられたり。」(「斯道論」)

「今や天皇陛下は祖宗の遺謨を遵守せられ、其の惠撫滋養し給ふ所の臣民の康福を慮り、其翼賛に依り与に俱に国家の進運を扶持せんことを望み給ひ、愈よ大憲を制定発布せられたり。」

そして陸羯南は、明治22(1889)年2月11日に発布された不磨の大典「大日本帝国憲法(明治憲法)」の制定を、「是れ殊に終古未聞の盛事に属す」る「善美なる制度」であると、次のように絶賛している。「曩に不磨の大典を宣布し給ひて益々君民協同帝国の光榮を中外に発揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの制度を定めさせられたり。是れ殊に終古未聞の盛事に属すと雖も、此の善美なる制度を扶植するに当りてや、必ず先ず之が根柢を培養せざるべからず。」(「斯道論」)(傍点傍線筆者)

陸羯南が、日本国民の基礎として天皇大権(統治)の立憲政体を確定した不磨の大典「大日本帝国憲法(明治憲法)」の発布を、「是れ殊に終古未聞の盛事に属す」る「善美なる制度」であると手放しで絶賛し慶賀しているのは、終生、「近世の日本は其本領を失ひ……泰西に帰化せんと」、「此漂揺せる日本を救ひて安固なる日本と為さんことを期し、先ず日本の一旦亡失せる『国民精神』を回復し且つ之を発揚せんことを以て自ら任」(傍点筆者)じていたからである。そして陸羯南は、「国の大典」であり「国の体制を定むる」大日本帝国憲法(明治憲法)の制定によって、「近世の日本」が、今、失いつつある「其本領」としての「日本国の主権は全て天皇の総覧把持せらるゝ、」天皇大権に基づく立憲政体の統治思想を、しかも決して「外邦政議の為に其の基礎を動揺せらるゝこと」のない「日本国民の基礎」として確立し初めて保障することができると確信したからに外ならない。何故なら、大日本帝国憲法の「条章によりて日本国の主権は総て天皇の総覧把持せらるゝ、所にして、臣民の妄に其所在を議すべからざるもの」と規定され、決して「外邦政議の為に其の基礎を動揺せらるゝこと」がないからである。

しかしながら、陸羯南は、一方において、この不磨の大典「大日本帝国憲法(明治憲法)」の制定によって、「日本国民の帰向は是に至りて中央の一方に定まり、日本国民方古不易の基礎は是に至りて確定」したと最大限の「祝意を表」しながらも、他方においては、この不磨の大典「大日本帝国憲法(明治憲法)」の制定によって「此の善美なる制度」として確定した「君民協同帝国の光榮を中外に発揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの制度」を「日本国民の特性」としてどのようにして日本国民に「扶植」すれば良いのか、陸羯南の「法律の善美は之を執行するもの、如何に在りて法律其物の明文のみに存せず」と言う言葉が象徴的に示しているように、天皇大権(統治)の立憲政体を確立する「大日本帝国憲法(明治憲法)」の「法律の善美は之を執行するもの、如何に在」ると非常なる危惧を抱いているのである。この陸羯南の不磨の大典「大日本帝国憲法(明治憲法)」の執行に対する非常なる危惧意識がいかに大きいものであるかについては、陸羯南が「吾輩は未だ憲法其物の如何を知らずと雖も」と注意深く断りながらも、「只だ日本憲法発布の場合に付て之を国民の特性と断言するに躊躇」していることや「此の美事を国民特性として永く保続し且つ益々發達せんことを期望」しながら、「然りと雖も吾輩今日徒らに此の絶無僅有の事実を喜ぶもの」ではないと断じていることから容易に知れるであろう。「日本国民の一特性」とは、「建国二千五百年一系不易の帝室」のことで、「是れ日本の特性として世に知れ渡りしもの」である。

この不磨の大典「大日本帝国憲法(明治憲法)」の扶植の問題は、陸羯南にとって天皇大権(統治)の立憲政体を確立し日本国民の基礎の確定する上で最も重要な課題となっているのである。と言うのは、陸羯南が、先に触れた『日本』の論説「斯道論」において、「国の大典」である不磨の大典「大日本帝国憲法(明治憲法)」を制定して「国の体制を定むる」ことになったとしても、この不磨の大典「大日本帝国憲法(明治憲法)」を「執行」するに当って、先ず「此の善美なる制度を扶植」しなければならぬし、「益々君民協同帝国の光榮を中外に発揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの制度」である「此の善美なる制度を扶植する」ためには、「必ず先ず之が根柢を培養」することが必要不可欠であると考えているからである。「…不磨の大典を宣布し給ひて…此の善美なる制度を扶植するに当りてや、

必ず先ず之が根柢を培養せざるべからず」。不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」を執行するに当って、日本国民にどのようにして扶植すれば良いのか、「此の善美なる制度」の「扶植」が陸羯南の最も重要な課題となっていることは、陸羯南が明治22（1889）年2月15日の『日本（第5号）』の論説「憲法発布後に於ける日本国民の覚悟」において、「成典（大日本帝国憲法）は常に実際に先づ出て出づるを免れる」ことはないので、「然るに今成文憲法の文面を見て直ちに実事に行はれ居る（既に数十年の経験を経て実際行はれ居る）が如くに速了し、忽に安心するが如きは吾輩之を大早計と評せざるを得」と論述していることや、明治23（1890）年11月3日の『日本（第540号）』の論説「斯道論」において、陸羯南が、今、不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の制定によって、日本国民の「善美なる制度」として「益々君民協同帝国の光榮を中外に發揚し祖宗の遺業」を扶植するためには、「近世の日本」において「当初激變の余遂に風俗を破壊せしめ、……而して国民的感情は遂に他邦に均しきを得」ていないので、「斯の如くなれば新制度新法律其れ何に因りて国風に陶化せられ、至中の地に止まることを得べけんや」（斯道論）と論述して、不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」を日本国民にどのようにして扶植すれば良いのか、「独り憂」い深刻な危惧意識を抱いていることから容易に知れるであろう。

「独り憂ふべきは当初激變の余遂に風俗を破壊せしめ、人心をして乖離せしめ、破壊未だ構造に至らず、乖離未だ取結に至らず、而して国民的感情は遂に他邦に均しきを得ず。斯の如くなれば新制度新法律其れ何に因りて国風に陶化せられ、至中の地に止まることを得べけんや。」（「斯道論」）

このように「維新中興の業」として日本国民の基礎を確定する上で、不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の日本国民への扶植は、今、不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」を「執行」するに際して、陸羯南が「斯の如くなれば新制度新法律其れ何に因りて国風に陶化せられ、至中の地に止まることを得べけんや」と力説しているように、最も解決すべき必要不可欠な問題となっているのである。「何に因りて」の「何に」とは日本国民の「均しき国民的感情」である。

それでは、陸羯南が「此の善美なる制度を扶植するに當りてや、必ず先ず之が根柢を培養せざるべからず」（斯道論）（傍点傍線筆者）と強調する時の「扶植する」とは、より具体的には、どのような意味内容を有しているのであろうか。それは、陸羯南が「天佑により皇徳により同感人士の扶植により」創刊した「我が『日本』」の「〔創刊の辞〕」の中で、「蓋し今日百般改良の実を挙げんには政治法律の力よりも寧ろ社会の公德を啓発するに如くものものなしと信ずればなり」と力説していることから、不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の日本国民への扶植は、「政治法律の力よりも寧ろ社会の公德を啓発する」ことによって初めて可能になると認識しているように思えるのである。とすれば、陸羯南が「此の善美なる制度を扶植するに當りてや」と言う時には、ここに「何に因りて」が省略されており、より具体的には、「此の善美なる制度を〔社会の公德を啓発すること〕によって扶植しようとしていると言っても過言ではないであろう。陸羯南が念頭に置いている問題〔社会の公德を啓発すること〕とは、具体的には、一つには、「近世の日本は其本領を失ひ……泰西に帰化せんと」、「此漂揺せる日本を救ひて安固なる日本と為さんことを期し、先ず日本の一旦亡失せる『国民精神』を回復し且つ之を發揚」すること、二つには、「近世の日本」の「激變の余」によって「爾来日本国民は実に其の基礎を振搖せられ」てきた天皇大権（統治）の「立憲政体の確立」すること、三つには、「日本と云へる思想」、「此の思想は実に国民的思想」の「勃興」などの三つの問題である。

陸羯南の不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の日本国民へ、「此の善美なる制度を扶植するに當りて」、「社会の公德を啓発すること」の第一の問題は、「近世の日本は其本領を失ひ……泰西に帰化せんと」、「此漂揺せる日本を救ひて安固なる日本」（傍点筆者）を確立することで、より具体的には、「近世の日本」の「激變の余」によって「爾来日本国民は実に其の基礎を振搖せられ」てきた「外邦の政談」・「外邦政議」の問題である。陸羯南が日本国民の「其の基礎を動揺せらるゝこと」になったと深刻に問題視する「外邦の政談」・「外邦政議」は、「英国の議員為政説」に基礎を置く「議員内閣論」と「仏国

の主権在民論」にある。陸羯南が天皇大権（主権）の立憲政体を「日本国民の基礎」として確立する上で、「外邦の政議」によって、どんなに「日本国民は実に其の基礎を振搖せられ」てきたかについて、「政論の外発に消長起伏はあれども、日本の政治世界は一昨十一日に至る迄猶未だ此れの二要素の争闘を絶たざりき」と述べて、これら「其特性たる真正帝権の遺謨を混乱せられんとした」「議員内閣論及び帝室内閣論の軋轢」について次のように記述している。

「回顧すれば日本国民は一時其腹内に外邦の政談を注入せられ、理論上に於ては殆んど其特性たる真正帝権の遺謨を混乱せられんとしたり。」

「日本国民は一時其腹内に外邦の政談を注入せられ」と言う時の「外邦の政談」とは、「英国の議員為政説」と「仏国の主権在民論」を指し、「理論上に於て」「混乱せられんとした」日本国民の「其特性たる真正帝権の遺謨」とは、「統治の大権は天皇に在り（天皇統治）」と言う天皇大権の思想である。

陸羯南は、「外邦の政談」である「英国の議員為政説」について、「立憲政体の要訣」は、「彼（英国）の『君王（主）は位に在るも政を為さず』と云ふ英国流の原則を以て立憲政体の要訣とする説（英国の議員為政説）」にあるのではなく、「『統治の大権は天皇に在り』と云ふ」「日本天皇の大権をして理論上にも実際上にも永く天皇の総攬に帰せしめんこと」にあると主張して、「此の説は英国の如き国民に於て生じ、英国の如き国民に於て行はるべし」と一定の評価を与えながらも、「英国の議員為政説」を否定し排除している。そしてこの英国の議員為政説について陸羯南は、「我が国の如きは古来天子は民心に基きて政を執らせらるゝこと皇道の極意なれば、此の如き謬説（英国の議員為政説）は決して我が国歴史の認許せざる所」であると主張して、大日本帝国憲法の「今や大権は正に天皇の総攬に在り」と断言し「統治の大権は天皇に在り」と制定している天皇大権論を正当化しているのである。陸羯南が、英国の議員為政説（議員内閣論）について、「『統治の大権は天皇に在り』と云ふ日本国民が斯る説（英国の議員為政説）を実行せんには、是れ其の国民の基礎を振揺するものなり」と極めて懐疑的で問題視しているのは、一つには、英国の議員為政説（議員内閣論）が「君民の間より道義を除きたる上の立説」に過ぎないし、二つには、「英国流の帝権は共和政の上に空名を懸け、……帝権をして空名虚飾ならしむるの弊」を有して、「畏くも天皇は恰も木偶の如くなるに至らん」と考えているからである。

「当時日本の政論家は殆んど眼中に道義を見ずして、国政上の事は只だ冷淡なる法律を以て処理すべしと信ずる者多かりければ、斯る僻説の出でたるも亦た恠しむべき程のこともなし。」

「主権在民論は暫く措き彼の『君主は位に在るも政を為さず』と云ふ英国流の原則を以て立憲政体の要訣とする説の如き、若し之を実行したらんには今後の帝室をして昔時藤原時代の帝室と同様ならしめ、畏くも天皇は恰も木偶の如くなるに至らん。英国流の帝権は共和政の上に空名を懸け、藤原時代の帝権は君主政の上に空名を懸く。時代に分野の別あり、制度に粗精の差あるも、帝権をして空名虚飾ならしむるの弊は毫も異なる所あらず。吾輩は日本天皇の大権をして理論上にも実際上にも永く天皇の総攬に帰せしめんことを期望し、並に日本帝室は理論上にも実際上にも日本国民の帝室たらんことを切望するものなり。」

このように陸羯南が、日本国民の基礎を確立する上でここに問題視している第一の英国の議員為政説（議員内閣論）は、「英国流の帝権は共和政の上に空名を懸け、藤原時代の帝権は君主政の上に空名を懸く」ことを極端に恐れ、この英国の議員為政説（議員内閣論）について、「時代に分野の別あり、制度に粗精の差あるも、帝権をして空名虚飾ならしむるの弊は毫も異なる所あらず」と拒絶し、「若し之を実行したらんには今後の帝室をして昔時藤原時代の帝室と同様ならしめ、畏くも天皇は恰も木偶の如くなるに至らん」とまで述べて極めて激しい批判を加えている。そして英国の「君民の間より道義を除きたる上の立説」議員為政説（議員内閣論）について、「当時日本の政論家は殆んど眼中に道義を見ずして、国政上の事は只だ冷淡なる法律を以て処理すべしと信ずる者多かりければ、斯る僻説の出でたるも亦た恠しむべき程のこともなし」と述べながらも、「君民の間に道義の行はるゝを忘れたる僻論と云ふも不可あらず」とまで決め付けているのである。と言うのは、陸羯南は、英国の議員為政説（議

員内閣論)に基づいて「人民代議士の議定したる」国約憲法(欽定憲法)の性格について、「若し其事実に徴し果して君民和合の際に成りたるものなるやを繹ぬるときは、決して日本今日(君民和合)と同じきもの」ではなく、「彼れ其の憲法の定まるや常に君民相ひ嫉み上下互に抗するの後に於てしたるもの」であるから、「所謂欽定憲法と称するも是れ亦た実に城下の盟たるを免れ」ないと断じているからである。「城下の盟」とは、「居城の下まで、攻め入られて和議を講ずる」こと、即ち「敵に首都の城下まで攻入れられてなす講和の約束」である。「吾輩(陸羯南)は今日の法律世界を進化して漸く徳義の世界たらしめんことを望む」でいる陸羯南は、英国の「君民の間より道義を除きたる上の立説」である欽定憲法は、「是れ亦た実に城下の盟」であるとして決して容認することはできなかったのである。

陸羯南が日本国民の立憲政体を確定する上で「理論上に於ては殆んど其の特性たる真正帝権の遺謨を混乱せられんとし」「其の基礎を動揺せらるゝこと」になったと深刻に問題視する「外邦の政談」・「外邦政議」は、「英国の議員為政説(議員内閣論)」と共に挙げている「仏国の主権在民論」である。陸羯南は、「此の時に当りて或は仏国の主権在民論を唱ふるものあり」と記述して、この「爾来日本国民は実に其の基礎を振搖せられ」「仏国の主権在民論」について、「在野の政論家に多数を占め…(在官政治家)との…一方は他方を目して厭ふべき擅制主義と為し他方は一方を目して憎むべき無政府論と為し(す)、…此の争闘は啻に政治世界に止まらずして、其影響は引きて道德世界に及び、万世一系の帝室の臣民は其の帰向する所に迷い、日本国民の基礎は無形上に於て殆んど其の安固を失ひたり」と激しく批判を加えている。

「此の時に当りて或は仏国の主権在民論を唱ふるものあり。」

「爾来日本国民は実に其の基礎を振搖せられ、主権在君の説と主権在民の説と、又は議員内閣論及び帝室内閣論とは一国民の腹内に相ひ軋轢し、一は在野の政論家に多数を占め一は在官政治家に多数を占めたり。一方は他方を目して厭ふべき擅制主義と為し他方は一方を目して憎むべき無政府論と為し、政論の外発に消長起伏はあれども、日本の政治世界は一昨十一日に至る迄猶未だ此れの二要素の争闘を絶たざりき。此の争闘は啻に政治世界に止まらずして、其影響は引きて道德世界に及び、万世一系の帝室の臣民は其の帰向する所に迷い、日本国民の基礎は無形上に於て殆んど其の安固を失ひたり。」

陸羯南がここに、天皇大権(主権)の「日本国民の基礎」を確立する上で、「理論上に於ては殆んど其の特性たる真正帝権の遺謨を混乱せられ」「其の基礎を動揺せらるゝこと」になったと強調する「仏国の主権在民論」は、「ルソーの『社会契約論』を翻訳するなど、民権派の政治理論に有力な理論的武器を提供する地位に」あり、明治十四(一八八一)年に東洋自由新聞の主筆に就任した「中江兆民のフランス型政治思想」を指しているものと思われる。「仏国の主権在民論」の核心は、社会契約によって創造される「一般意志の行使がすなわちルソーにあっては主権」が「国家の最高の意志であり、謬ることなく常に全体の利益を考える意志である」と考え主張するところにある。ルソーによれば、「社会契約によって一般意志が創造されるが、それは具体的には人民の意志であり、多数決によって形成される」。しかもルソーにおいては、「一般意志はまた常に法として表現されるのであるから、…一般意志は法の理念として考えられている」。

ルソーの『社会契約論』によれば、「『各人(個人)がその身体とすべての力を共同のものとして一般意志の指導の下におく』ことを全員一致して約束し、かくして国家が成立する」。「人間は自然の障碍のために原始状態に止まることができない。ゆえに協力して生活するように国家を作らねばならぬ」。この国家が成立する時の絶対条件としての「この約束がすなわち社会契約である」(傍点筆者)。ルソーによれば、「一切の権威の基礎は、人間の自由意志に基づく約束以外にはあり得ない」からである。ルソーは、「いかなる人間もその同類に対して自然的な権威をもつものではなく、力は如何なる権威をも生み出すものでない以上、人間の間で正当なすべての権威の基礎としては、約束だけが残ることになる。…権威の根柢は、超越的な自然法にではなく、約束、すなわち人間の意志表示に基づく合意に

ある」と主張しているのである。従って「仏国の主権在民論」においては、ルソーの社会契約論に立脚するが故に「かくして『強者の権利』とか『奴隷権』、さらにグロチウスのいう人民の君主に対する服従契約が否定されねばならないのである。陸羯南が「仏国の主権在民論」を「日して憎むべき無政府論」として「理論上に於ては殆んど其の特性たる真正帝権の遺蹟を混乱せられんとしたり」と批判する大きな理由もここに求められよう。なおグロチウス(1583~1645)は、「自然法の立場から国際法に体形を与え、自然法の父・国際法の祖と呼ばれる(広辞苑)」オランダの法律学者である。

陸羯南の不磨の大典「大日本帝国憲法(明治憲法)」の日本国民へ、「此の善美なる制度を扶植するに當りて」、「社会の公德を啓発すること」の第二は、「近世の日本」の「激変の余」によって「爾來日本国民は実に其の基礎を振搖せられ」てきた「此の善美なる制度」天皇大権(統治)の「立憲政体の確立」をいかにして〔社会の公德〕によって啓発し扶植するかと言うの問題である。この陸羯南の問題は、「国の大典」であり「国の体制を定むる」大日本帝国憲法(明治憲法)の制定によって、「近世の日本」が、今、失いつつある「其本領」としての「日本国の主権は全て天皇の総攬把持せらるゝ、」天皇大権に基づく立憲政体の統治思想を、しかも決して「外邦政議の為に其の基礎を動揺せらるゝこと」のない「日本国民の基礎」として確立し初めて保障することができると確信したからに外ならない。何故なら、大日本帝国憲法の「条章によりて日本国の主権は総て天皇の総攬把持せらるゝ所にして、臣民の妄に其所在を議すべからざるもの」と規定され、決して「外邦政議の為に其の基礎を動揺せらるゝこと」がないからである。それでは、陸羯南は、明治22(1889)年2月11日に公布された「欽定憲法」である不磨の大典「大日本帝国憲法(明治憲法)」の公布について、どのように考えていたのであろうか。「欽定憲法」の「欽定」は、「救命にてさだめる(増補字源)」、「憲法(増補字源)」は、「立憲政治の国にて統治権の主体・客体及び其の機関の作用権限等を規定せし国家の大法」、「国のおきて」(字源)で、陸羯南によれば、「憲法なる語は一国政治の組織を意味する」、「国の大典」であり「国の体制を定むるもの」である。陸羯南は、不磨の大典「大日本帝国憲法(明治憲法)」の公布について、「君民偕和の間に憲法の公布あるは『日本国民の新特性』なりとすれば、此の公布の憲法を国民偕楽の間に遵守することは豈に亦日本国民の特性」ではないかと述べている。とすれば、結論を先取りして言えば、陸羯南は、「近世の日本」の「激変の余」によって「爾來日本国民は実に其の基礎を振搖せられ」てきた「此の善美なる制度」天皇大権(統治)の「立憲政体の確立」を〔社会の公德〕によって啓発し扶植するためには、陸羯南が『日本(第1号)』において、「吾輩は其の外観(祭祀儀式)に於てよりは、寧ろ其本質に於て国民旨義の実行をあるを認めたり」と論説しているように、今こそ「国民旨義の実行」あるのみであると考えていることである。

「然りと雖も吾輩は此の瑞気の蹶蹶たる間に於て、別に国民旨義の実行あるを見るなり。今日の祭祀儀式は固より国民旨義に合へるものなれども、吾輩は其の外観(祭祀儀式)に於てよりは、寧ろ其本質に於て国民旨義の実行をあるを認めたり。国民旨義は主として一国特性の保続発達を期するもの。」(『日本(第1号)』)

とすれば、「此の善美なる制度を扶植するに當りて」、「社会の公德を啓発すること」とは、具体的には「国民旨義の実行」であると考えても良いであろう。何故なら陸羯南は、「国民旨義は主として一国特性の保続発達を期するもの」だからである。陸羯南によれば、「一国特性」、即ち「日本国民の一特性」とは、「建国二千五百年一系不易の帝室」のことで、「是れ日本の特性として世に知れ渡りしもの」である。陸羯南がこの「建国二千五百年一系不易の帝室」について、「吾輩は日本天皇の大権をして理論上にも実際上にも永く天皇の総攬に帰せしめんことを期望し、並に日本帝室は理論上にも実際上にも日本国民の帝室たらんことを切望」していることは、既に触れたところである。そして陸羯南は、日本国民の「一国特性の保続発達を期するもの」について、「今や日本国民が新に一の特性を増有するを見る」と認識して、「吾輩の所謂国民旨義の実行とは即ち此の新特性の増加を指す」と理解し強調している。陸羯南がここに、日本国民の「一国特性の保続発達を期」し、「今や日本国民が新に一の特性を増有す

るを見る」とは、「上仁にして下忠なり、君民和合藹然相接するの際に当りて立憲政体の確立」を図ることである。

「建国二千五百年一系不易の皇室は日本国民の一特性にあらずや。然れども是れ日本の特性として世に知れ渡りしものなり。今や日本国民が新に一の特性を増有するを見る、吾輩の所謂の国民旨義の実行とは即ち此の新特性の増加を指す。上仁にして下忠なり、君民和合藹然相接するの際に当りて立憲政体の確立することは、宇内万国に於て古今百世に於て誰か能く其のあるを見る歟。」

陸羯南によれば、「吾輩の所謂の国民旨義の実行とは即ち此の新特性の増加」、換言すれば、君民偕和の間に天皇大権（主権）の立憲政体の確立を達成することである。陸羯南は、「君民偕和の間に憲法の発布あるは『日本国民の新特性』」であるから、「此の発布の憲法を国民偕楽の間に遵守することは豈に亦日本国民の特性」ではないかと述べている。陸羯南が、この日本国民の新特性として国民旨義の実行、即ち、君民偕和の間に天皇大権（主権）の立憲政体の確立をどんなに望んでいたかについては、「吾輩は之を日本国民の新特性として日本国民の大栄誉として、永く世界に誇言せんと欲するなり」と力説していることや、新聞『日本』の〔創刊の辞〕の中で、「『日本』は国家善美の淵源たる皇室と社会利益の基礎たる平民との間を近密ならしめ、貴賤貧富及び都鄙の間に甚しき隔絶なからしめ、国民の内に権利及び幸福の偏傾なからしめんことを望む」でいることから容易に理解できるであろう。陸羯南は、「国の大典」であり「国の体制を定むる」大日本帝国憲法（明治憲法）の制定によって、「近世の日本」が、「理論上に於ては殆んど其の特性たる真正帝権の遺謨を混乱せられんとし」て、今、失いつつある「其本領」としての「日本国の主権は全て天皇の総覧把持せらるゝ、」天皇大権に基づく立憲政体を、決して「外邦政議の為に其の基礎を動揺せらるゝこと」のない「日本国民の基礎」として確立することができると確信しているのである。

それでは、陸羯南は、日本国民が「日本国民の基礎」として「此の発布の憲法（大日本帝国憲法）を国民偕楽の間に遵守する」天皇大権に基づく立憲政体については、どのように考えていたのであろうか。ここに陸羯南が強調する「此の大憲法の発布」、即ち「此の発布の憲法」は、大日本帝国憲法の「条章によりて日本国の主権は総て天皇の総覧把持せらるゝ、所にして、臣民の妄に其所在を議すべからざるもの」と規定している点で「欽定憲法」である。「欽定憲法」の「欽定」は、「敕命にてさだめる」（増補字源）、「憲法」は、「立憲政治の国にて統治権の主体・客体及び其の機関の作用権限等を規定せし国家の大法」、「国のおきて」（増補字源）で、陸羯南によれば、「憲法なる語は一国政治の組織を意味する」、「国の大典」であり「国の体制を定むるもの」である。陸羯南は、不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の発布について、「君民偕和の間に憲法の発布あるは『日本国民の新特性』なりとすれば、此の発布の憲法を国民偕楽の間に遵守することは豈に亦日本国民の特性」ではないかと述べている。

陸羯南が大日本帝国憲法の天皇大権論の正当化を主張する根拠は、大日本帝国憲法の「勅諭」に見られる「国家の大憲は朕之を子孫に伝ふる所なり、朕及朕が子孫は将来此の憲法の条章に循ひ之を行ふことを愈らざるべし」と宣布する勅語及び「憲法第三条」の「天皇は国家の元首にして統治権を総覧し、此の憲法の条規に依り之を行ふと」の規定である。

「勅諭に曰く、国家の大憲は朕之を子孫に伝ふる所なり、朕及朕が子孫は将来此の憲法の条章に循ひ之を行ふことを愈らざるべしと。又憲法第三条に曰く、天皇は国家の元首にして統治権を総覧し、此の憲法の条規に依り之を行ふと。此の条章によりて日本国の主権は総て天皇の総覧把持せらるゝ、所にして、臣民の妄に其所在を議すべからざるものとはなれり。」

ここに陸羯南が引用した「勅諭に曰く」の「勅諭」は、大日本帝国憲法を発布する際に「天皇の裁可があったことを示すために冒頭に付した」<sup>じょうゆ</sup>「上諭」にある勅語で、「国家統治ノ大権ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ将来此ノ憲法ノ条章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愈ラサルヘシ」とある。「国家統治ノ大権」は、陸羯南の引用では「統治」が欠如、「大権」は「大憲」となっている。又、「祖宗ニ承ケテ」も欠如している。更に「憲法第三条」は、「憲法第四条」の誤記であろう。

陸羯南が純粋に天皇大権の思想に立脚していることは、大日本帝国憲法（明治憲法）の第八条の規定「天皇は……法律に代るべき勅令を発す」に関して、「帝国憲法の公定的解釈である『憲法義解』」に、「憲法第八条の明文には『天皇は……法律に代るべき勅令を発す』とあるのに、伊藤伯（伊藤博文：憲法義解の著者）は之を翻へして『政府は……勅令を発して法律に代へ』と称」しているのは、「是れ即ち政府をして天皇の大権を侵さしむるものにあらずや」と疑問を呈していることから容易に理解できるであろう。陸羯南は、大日本帝国憲法（明治憲法）の第八条の規定「天皇は……法律に代るべき勅令を発す」に関して、その疑惑を「吾輩は伯の此の義解を見て、少しく濫に失せざる歎を怪しむものなり」と、やや長文に亘るが、次のように詳細に記述している。

「憲法八条に【『天皇』は公共の安全を保持し又は其の災厄を避くる為、緊急の必要に於り帝国議會閉会の場合に於て『法律に代るべき勅令を発す』。此の勅令は次の会期に於て帝国議會に提出すべし。若議會に於承諾せざるときは『政府』は将来に向て其の効力を失ふことを『公布』すべし。】とあり。吾輩の解する所によれば、此の法文中の『勅令を発す』と会へることは、固より天皇御所為に外ならず。縦令ひ政府は此の場合に於て案を具へて奏請し、勅裁親署を受くるの手續きを為すにせよ、勅令を發して人民に遵守の義務を負はしむるは、全く天皇の大権に属して政府の所為にはあらず。況んや条首に『天皇は』と明白に掲出せられたるに於てをや。又況んや此の条は即ち天皇の大権を明叙する第一章なるに於てをや。其の天皇の所為たるや、固より炳曜として日星の如し。」（「天皇と政府、伊藤伯の憲法義解」）

このように陸羯南は、大日本帝国憲法の「此の条章（憲法第三条）によりて日本国の主権は総て天皇の総覽把持せらるゝ、立憲政体を確立することによって、「万世一系の皇室」をして「日本国民の基礎」を確立することが可能であると確信しているのである。陸羯南がここに「万世一系の皇室」をして「日本国民の基礎」を確立することが可能であると確信した事由は、「上論（勅諭）」及び憲法第三条の「統治の大権は天皇に在り」と言う「条規」によって、日本国における「主権所在の問題は今日以後復た日本政論世界の討議を値すべきもの」で無くなったからである。従って、「主権所在の問題」については、「臣民の妄に其所在を議すべからざるもの」となったので、陸羯南は、日本国民が「外邦政議の為に其の基礎を動揺せらる」「議員内閣論及び帝室内閣論の軋轢は是より後ち政論社会の内に存することなかるべし」とまで断言している。

陸羯南の不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の日本国民へ、「此の善美なる制度を扶植するに當りて」、「社会の公德を啓発すること」の第三の問題は、「日本と云へる思想」、「此の思想は實に國民的思想」の「勃興」を挙げることができよう。この「日本と云へる國民的思想」について陸羯南は、「日本と云へる…此の思想は實に國民的思想にして、今や此の佳節に當り其の特に勃興するは、固より自然の効果なりと云ふべし」と断言しているからである。

「明治二十二年二月十一日と云ふ今日は、日本国民が紀元節なる良辰（吉日）を賀して建国の記念を表し、憲法発布式なる盛事を觀て政体の確定を祝する当日なり。……吾輩は…日本社会の現況を通觀するに、上は鶴舞ふ千代田の御庭下は汐汲む海女の苦屋に至るまで、佳瑞の氣到處に棚引きて日本と云へる思想の常に勝り勃興するを覺ゆ。此の思想は實に國民的思想にして、今や此の佳節に當り其の特に勃興するは、固より自然の効果なりと云ふべし。」（「日本国民の新特性」）

ここに明らかように陸羯南は、明治22（1889）年2月11日の「此の大憲法の発布は日本国民の基礎」としての「政体の確定」だけでなく、「上は鶴舞ふ千代田の御庭より下は汐汲む海女の苦屋に至るまで、…日本と云へる思想の常に勝り勃興するを覺ゆ」と感激して、明治22（1889）年2月11日の「大憲法の発布」の「佳瑞の氣到處に棚引きて」「常に勝り」て勃興した「日本と云へる思想」は、「此の思想は實に國民的思想にして、今や此の佳節に當り其の特に勃興するは、固より自然の効果」であると強調しているのである。「上は鶴舞ふ千代田の御庭より」の「千代田」は、「江戸城の別称」である「千代田城（広辞苑）」を指し、「下は汐汲む海女の苦屋」の「苦屋」は、「苦で屋敷を葺いた小屋」の意、「苦」

は、「菅や茅を菰のように編み、和船の上部や小家屋を覆うに用いる（広辞苑）」ものである。

陸羯南がどんなに「国民的思想」としての「日本と云へる思想」の勃興を、「日本のため日本国存在のために」望んでいたかについては、陸羯南が新聞『日本（第1号）』の「〔創刊の辞〕」（明治22年2月11日）の中で、「『日本』は自揣らず此漂遥せる日本を救ひて安固なる日本と為さんことを期し、先ず日本の一旦亡失せる『国民精神』を回復し且つ之を發揚せんことを以て自ら任ず」（傍点筆者）と論説していることから容易に知れよう。「『日本』は自揣らず」の「自揣らず」とは、新聞『日本』における「吾輩（陸羯南）の採る所既に一定の義」あること、即ち「『日本』は批評諷刺の方法に依り常に善悪正邪の分を明かにせんことを勉めることを意味しているのであろう。「揣」は、「はかる（量度）、おしはかる、高さをはかる、さぐりこころみる（探試）（増補字源）」の意である。そして「此漂遥せる日本」について陸羯南は、新聞『日本（第1号）』の「〔創刊の辞〕」において、「近世の日本は其本領を失ひ自ら固有の事物を棄るの極、殆ど全国民を挙げて泰西に帰化せんとし、……日本国民は方に渦水の上に漂ひて其根柢を失ふもの、如し」と記述し、この歴史的現実認識の基に今や「日本と名づくる此島地は漸く將に輿地図の上にたゞ空名を懸くるのみならず」と危機意識を露わにしている。「本領」は、「本来のもちまえ。特色。本質。（広辞苑）」、「輿地図」は「世界地図（増補字源）」である。この「其根柢を失」いて「独立の完全ならざる」「此漂遥せる日本」についてどんなに強烈な危機意識を抱いていたかについては、陸羯南が、新聞『日本（第2号）』の論説「国民的の觀念」（明治22年2月12日）の中で、「外国の刺撃如何。…此時に當りて能く我国を波濤の間に救ふものは誰ぞ、吁其れ国民的の觀念なる哉」と、次のように論述していることから端的に理解することができるであろう。

「外国の刺撃如何。独り政権上に於て独立の完全ならざるのみならず、外国の勢力は滔々として我島国を漂蕩し、我風俗習慣も我制度文物も我が歴史上の精神も、甚しきに至りては我國民精神をも一洗し去らんとす。此時に當りて能く我国を波濤の間に救ふものは誰ぞ、吁其れ国民的の觀念なる哉。」

陸羯南は、「外国の刺撃」が日本の「独り政権上に於て独立の完全」だけでなく、「滔々として我島国を漂蕩し、我風俗習慣も我制度文物も我が歴史上の精神も、甚しきに至りては我國民精神をも一洗し去らん」としている、日本国民に声を大にして呼びかけている。陸羯南が「甚しきに至りては我國民精神をも一洗し去らん」としている「外国の勢力」に対して、陸羯南の「此時に當りて能く我国を波濤の間に救ふものは誰ぞ」、「吁其れ国民的の觀念なる哉」と言う象徴的な言葉に、陸羯南の強烈な危機意識と言うよりは深刻な憂国意識を読み取ることは可能であろう。「能く我国を波濤の間に救ふ」「国民的の觀念」は、陸羯南においては、「国民的精神の發揮を奨励し保障する想像概念である。

それでは、陸羯南が「日本のため日本国存在のために」その勃興を望んでいた「国民的思想」としての「日本と云へる思想」とは、具体的にはどのような意味内容を具備しているのであろうか。この「日本と云へる」「国民的思想」の意味内容は、陸羯南によれば、この「此漂遥せる日本を救ひて安固なる日本」を確立するためには、「先ず日本の一旦亡失せる『国民精神』を回復し且つ之を發揚せんことを以て自ら任ず」（傍点筆者）と強調していることから容易に知れるように、直接的には、「日本の一旦亡失せる」「国民精神」、それは「狹隘なる攘夷論の再興」にあるのではなく、「博愛の間に国民精神を回復發揚する」ことを指しているが、具体的実質的には、「日本国民の基礎」を確立する上で、「外邦政議の為に其の基礎を動揺せらるゝこと」がないように、「日本国民たるの特性を保続すること」を意味している。

「日本国民は今日（明治二十二年二月十二日）より以後拜復た外邦政議の為に其の基礎を動揺せらるゝことなかるべくして、日本国民は永く日本国民たるの特性を保続することを得べし。」（「日本国民の基礎定まる」）

このように陸羯南は、「日本と云へる」「国民的思想」としての「国民精神」こそ、「日本国民たるの特性を保続すること」が可能であると考えているのである。「日本国民たるの特性」とは、陸羯南によれば、日本国民が「内外に向て共に信義を旨とし我が『君子国』の称を回復發揚する」ことに他ならない。そして陸羯南は、この「日本国民たるの特性を保続する」「日本と云へる」「国民的思想」としての「国

民精神の振起」を保障するためには、「今や我が国の境遇は果たして国民的観念を生ずるに足らざる乎」と絶叫しているように、今こそ「能く我国を波濤の間に救ふ」「国民的の観念」を育成し興隆すべきである力説している。何故なら陸羯南は、「今日の国家は『国民』と云へる一大観念の上に安置せらるゝものにして、此観念に依るにあらざれば以て一国の一国たる元気を發揮する」のに必要不可欠であると考えているからである。

「蓋し今日の国家は『国民』と云へる一大観念の上に安置せらるゝものにして、此観念に依るにあらざれば以て一国の一国たる元気を發揮するに足らざるなり。」(「国民的の観念」)

陸羯南によれば、「今日の国家」が、「一国の一国たる元気を發揮する」ことができるのは、「『国民』と云へる一大観念の上に安置」しているからである、そしてこの「国民的の観念」が良く「一国の一国たる元気を發揮する」のは、「国民の観念中には貴族なく平民なく民権なく君権」のない「自ら君民の合同を意味する『国民』」の存在を「近世国家の基礎」に置いているからである。陸羯南は、「国民なる観念の上に安置されたる国家は、能く民権を重んじて之を君権と衝突せしめず、能く貴族を容れて平民を凌がしめず」、「国民なる一大観念は能く之を塩梅調和統一するに足れ」るからである。「塩梅」とは、「食物に鹹味からみをつける塩と、酸味をつける梅の意」から「物事を適当に処理すること」、「政務を調和して、寛嚴よろしきを得ること(広辞苑)」である

「蓋し、国民なる観念の上に安置されたる国家は、能く民権を重んじて之を君権と衝突せしめず、能く貴族を容れて平民を凌がしめず、他なし、国民の観念中には貴族なく平民なく民権なく君権なければなり。之なきに非ず、国民たる一大観念能く之を塩梅調和統一するに足ればなり。」(「国民的の観念」)

このように陸羯南は、「国民たる一大観念」は「能く之(貴族なく平民なく民権なく君権なく)塩梅調和統一するに足れ」るので、「蓋し国民なる観念の上に安置されたる国家は、能く民権を重んじて之を君権と衝突せしめず、能く貴族を容れて平民を凌がしめ」ることはないと言説しているのである。この「国民たる一大観念」が「日本人民」を「能く之(貴族なく平民なく民権なく君権なく)塩梅調和統一するに足れ」るのは、陸羯南によれば、「日本人民は皆同一邦土の上に住まひ、日本人民は皆な同一種族の裔あとつぎを承け」て、万世一系の「帝室は国民の中心」に懐く「日本臣民は皆な同一主権の下に服す」ことになるので、「即ち日本国民は本来に於て一国民たるの資を完全に保有するの国民」であるからである。

「日本人民は皆同一邦土の上に住まひ、日本人民は皆な同一種族の裔あとつぎを承け、日本臣民は皆な同一主権の下に服す。即ち日本国民は本来に於て一国民たるの資を完全に保有するの国民なり。」

陸羯南は、「皆同一邦土の上に住まひ」、「皆な同一種族の裔あとつぎを承け」、「皆な同一主権の下に服す」日本国民(日本人民・日本臣民)の「国民的の観念」こそは、「本来に於て一国民たるの資」であると考えていることは明らかであろう。そして陸羯南は、「今日の国家」が、「一国の一国たる元気を發揮する」ことができるのは、『国民』と云へる一大観念の上に安置」していると考えていることは先に触れた通りである。陸羯南は、「国民的の観念」が「此観念に依るにあらざれば以て一国の一国たる元気を發揮する」、その事由については、「蓋し国民的の観念は一国統一の上に於て君主政の元氣と相吻合し」て、「文明進歩の上に於て能く歴史上の精神と相調和し、列国交際の上に於て能く独立の精神と相連結す」るからであると述べている。「君主政の元氣」の「元氣」とは、字義的には「天地間に広がり、万物生成の根本となる精氣(広辞苑)」(傍点筆者)の意であるが、ここでは「我が国の如きは古来天子は民心に基きて政を執らせらるゝこと皇道の極意」のことを意味していよう。このことは、陸羯南が「我が国に於て君主政の性格は我日本国家の日本国家たる所以なれば、皇室の統治権の如き万世不易の者」であると断じていることから容易に理解することができよう。ちなみに「精氣」とは、「万物生成の元氣・生命の源泉たる元氣」(広辞苑)の意味である。「国民の観念」が「君主政の元氣(民心に基きて政を執らせらるゝこと)と相吻合し」て、「文明進歩の上に於て能く歴史上の精神と相調和し」とは、「西洋に於て善良なる事物も、我国に移して適当ならざるものは棄て、之れを顧み」ないこと指していよう。

これまでの考察から容易に理解することができるように、不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の制定に伴う天皇大権（統治）の「此の善美なる制度」「立憲政体の確立」の問題については、陸羯南は、「此の善美なる制度を扶植するに当りて」、一つには、「近世の日本は其本領を失ひ……泰西に帰化せんと」、「此漂揺せる日本を救ひて安固なる日本と為さんことを期し、先ず日本の一旦亡失せる『国民精神』を回復し且つ之を發揚」すること、二つには、「近世の日本」の「激變の余」によって「爾来日本国民は実に其の基礎を振搖せられ」てきた天皇大権（統治）の「立憲政体の確立」すること、三つには、「日本と云へる思想」、「此の思想は実に国民的思想」の「勃興」などの三つの「社会の公德を啓發する」ことによって扶植しようと考えていたのである。陸羯南が、明治23（1890）年10月30日、「夫の教育に関する勅旨（教育勅語）」が煥發されると、明治23（1890）年11月1日付新聞『日本（第540号）』の論説「斯道論」において、「謹て鄙衷を述べ」「吾輩は今日の時勢に考へて深く勅令（教育勅語）の割切なるを感拝（斯道論）」している大きな事由もここに求められるであろう。

陸羯南は、明治23（1890）年2月13日付新聞『日本』の論説「日本国民の基礎定まる」の中で、「万世一系の帝位を踐ませ給へる日本天皇陛下は、一昨日を以て二千五百四十九年金甌無欠に継続せる日本国民の基礎を明確に定めんが為め、空前絶後の盛典を挙げて大日本帝国憲法を發布し給へり」と強調し、「先ず此の大憲法の發布は日本国民の基礎を確定したることを賀せざるを得ず」と慶賀していることは既に触れたところである。陸羯南が不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の發布を手放しで慶賀しているのは、「近世の日本は其本領を失ひ……泰西に帰化せんと」、「此漂揺せる日本を救ひて安固なる日本と為さんことを期し」ていた陸羯南が、「国の大典」であり「国の体制を定むる」大日本帝国憲法の制定によって、「其本領」としての天皇大権の統治思想（「日本国の主権は全て天皇の総覽把持せらるゝ」「立憲政体」）に基づく、決して「外邦政議の為に其の基礎を動揺せらるゝこと」のない「立憲政体」の確定と共に、陸羯南によれば、日本国民が「内外に向て共に信義を旨とし我が『君子国』の称を回復發揚する」ことが可能になると考えたからに他ならない。しかしながら、陸羯南は、不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の制定によって確定した「君民協同帝国」の「此の善美なる制度を扶植する」ためには、「必ず先ず之が根柢を培養しなければならぬ」と考えていたのである。「曩に不磨の大典を宣布し給ひて益々君民協同帝国の光榮を中外に發揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの制度を定めさせられたり。是れ殊に終古未聞の盛事に属すと雖も、此の善美なる制度を扶植するに当りてや、必ず先ず之が根柢を培養せざるべからず。」（「斯道論」）

「此の善美なる制度」とは、不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の宣布によって定められた、「益々君民協同帝国の光榮を中外に發揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの制度」である。とすれば、陸羯南は、教育勅語の煥發について、不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の扶植における保障機能（作用・装置）として大きな意味を見出していたように思える。

## 第2節 陸羯南における不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の制定に伴う教育勅語の国（臣）民教育の基本方針の問題—陸羯南の天皇大権（統治）の「立憲政体の確立」における日本国民の「人心其の趨向を一にする」「国民教育の方針」の問題

本号における我々の第二の課題は、不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の制定に伴う天皇大権（統治）の立憲政体を確立するために、教育勅語の煥發による日本帝国の国民教育の「根柢」の「培養」の問題である。「立憲政体」の「立憲」は、「国家統治の大法たる憲法を設立すること（広辞苑）」、「政体」は、「国家の組織形態・統治権の運用形式（広辞苑）」の意、従って「立憲政体」は、「立憲主義的国家体制の意（広辞苑）」、或は「憲法を立てて統治権を行使するに、立法・行政・司法三権を分立させ、一般国民を国政殊に立法に参与させる政体（広辞苑）」の意味である。ちなみに、「立憲」は、「国家統治の大法たる憲法を設立すること（広辞苑）」であり、「立憲政治」は、「立憲政体の政治（広辞苑）」である。

教育勅語の煥発は、陸羯南によれば、日本国民に対する「今日の時勢に考へて深く勅令（教育勅語）の割切なる」「聖明の德斯の民に及ぶ」（聖主の德斯の民に及ぶ）「人心其の趨向を一にする」「国民教育の方針」を示したものである。それ故にこの教育勅語の煥発による日本帝国における国民教育の「根柢」の「培養」の問題は、陸羯南の「国民の智力を増さんが為め」の「教育の改良」意識においては、陸羯南の「聖主夙に社会風教の最も重要なを思召され、人心其の趨向を一にするの今日に急なるを以て、屢々文部当局者に命じて国民教育の方針を定めしめたり」という言葉や明治22（1889）年2月11日の「国の大典」であり「国の体制を定むる」「此の大憲法（大日本帝国憲法）の発布は日本国民の基礎を確定した」（傍点筆者）と言う言葉から容易に理解できるように、日本国民の「人心其の趨向を一にする」ことによって、「日本国民の基礎の確定」する「国民教育の方針」を意味しているのである。

しかしながら陸羯南は、今、不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の制定によって、日本国民の「善美なる制度」として「益々君民協同帝国の光榮を中外に発揚し祖宗の遺業」を扶植することができたとしても、「必ず先ず之が根柢を培養」しなければ、「近世の日本」においては、「当初激変の余遂に風俗を破壊せしめ、……而して国民的感情は遂に他邦に均しきを得」ていないので、「斯の如くなれば新制度新法律其れ何に因りて国風に陶化せられ、至中の地に止まることを得べけんや」と「独り憂」い深刻な危機意識を抱いているのである。「陶化」とは、「善にみちびき化する。（増補字源）」、「感化すること。教化すること。陶冶すること。（広辞苑）」の意味である。そして陸羯南は、「……風俗（国俗・国風）の以て其の制度を陶化する能はざるものは是れ亦た国の大患」であるとまで述べている。陸羯南によれば、「英国の政体之を仏国に移せば則ち仏国政体と為り、之を独国（独逸）に移せば則ち独国政体と為る」のは、「豈に其の国俗（風俗）の力能く之を陶化する」からである。

「独り憂ふべきは当初激変の余遂に風俗を破壊せしめ、人心をして乖離せしめ、破壊未だ構造に至らず、乖離未だ収結に至らず、而して国民的感情は遂に他邦に均しきを得ず。斯の如くなれば新制度新法律其れ何に因りて国風に陶化せられ、至中の地に止まることを得べけんや。」（「斯道論」）

このように「近世の日本」において、「当初激変の余遂に風俗を破壊せしめ、人心をして乖離せしめ、破壊未だ構造に至らず、乖離未だ収結に至らず、而して国民的感情は遂に他邦に均しきを得ず」（傍点筆者）と「独り憂」いていた陸羯南が、明治23（1890）年10月30日、「教育勅語（教育に関する勅語）」が煥発されると、すぐさま呼応して、明治23（1890）年11月1日付新聞『日本』の論説「謹読勅語（謹んで勅語を読む）」において、「謹て鄙衷を述べ」「我輩は今日の時勢に考へて深く勅令（勅旨：教育勅語）の割切なると感拝」しているのは、「教育勅語（教育に関する勅語）」の煥発によって、「日本臣民が倫理道德の燈明と為」すことによって、陸羯南は、激変の余に破壊された風俗や乖離した人心などの「均しき」国民的感情を「豈に其の国俗（風俗）の力能く之を陶化する」ことができると確信したからであろう。陸羯南がどんなに「風俗（国俗・社会風教）の以て其の制度を陶化する」能力を重要且つ必要視しているのかについては、陸羯南が「昔の漢土の文物を我れに採るや、我国の風俗之を陶化して以て遂に日本文物と為したり」と次のように記述していることから良く理解できるであろう。

「昔の漢土の文物を我れに採るや、我国の風俗之を陶化して以て遂に日本文物と為したり。英国の政体之を仏国に移せば則ち仏国政体と為り、之を独国（独逸）に移せば則ち独国政体と為る、豈に其の国俗の力能く之を陶化する所以に非ずや。」（「斯道論」）

陸羯南は、「英国の政体之を仏国に移せば則ち仏国政体と為り、之を独国（独逸）に移せば則ち独国政体と為る」のは、「豈に其の国俗（風俗）の力能く之を陶化する」からであると述べている。陸羯南は「……風俗（国俗・国風）の以て其の制度を陶化する能はざるものは是れ亦た国の大患」であるとまで述べていることは先に触れたところである。

「制度の其の風俗と相ひ合はざるものは固より一の弊事なりと雖ども、風俗の以て其の制度を陶化する能はざるものは是れ亦た国の大患なり。」（「斯道論」）

それでは、陸羯南が不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の制定によって確定した「君民協同帝国」

の「此の善美なる制度を扶植する」ためには、「必ず先ず之が根柢を培養」しなければならないと言う時の「之が根柢」とは、何を意味しているのであろうか。これは、陸羯南における「教育に関する勅語（教育勅語）」煥発の意義を問うことであり、陸羯南の日本国民（臣民）の「帰向する所」としての「国民教育の方針」の確定の問題でもある。

不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の制定によって確定した「君民協同帝国の光榮」とは、陸羯南によれば、「上仁にして下忠なり。君民和合藹然相接するの…立憲政体の確立すること」を指し、「祖宗の遺業」とは、「古来天子は民心に基きて政を執らせらるゝこと皇道の極意」を意味している。陸羯南は「此の善美なる制度を扶植する」ためには、「必ず先ず之が根柢を培養」しなければならないと考えているのである。陸羯南がここに「必ず先ず之が根柢を培養せざるべからず」と言う時の「之が根柢」とは、陸羯南が、「惟みるに国各々其の歴史ありて其の風俗あり」と強調しているように、具体的には「我国の風俗」ないし「国俗」や「国民的感情」（斯道論）のことを指し、より根本的には、「皇室（天皇）」の「大御心」であり、聖明が講ずる深き「斯の道」を意味している。陸羯南が不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の制定によって確定した「君民協同帝国」の「此の善美なる制度を扶植する」ために、この教育勅語に一貫して貫かれている「夙に礼讓為国の道を施し、易風移俗の事」に用いている「皇室（天皇）」の「大御心」を「之が根柢を培養せんとしていることは、陸羯南が明治23（1890）年11月1日付新聞『日本』の論説「謹読勅語（第538号）」において、「謹て惟るに…天皇陛下……夙に礼讓為国の道を施し、易風移俗の事に大御心を用ひ教育に関する勅語を下だし、昨卅一日文部大臣をして広く国内に訓示せしむ（謹読勅語）」（傍点筆者）と「謹て鄙衷を述べ」てことから、そして陸羯南が聖明の講ずる深き「大御心」である「斯の道」について、「聖主夙に社会風教の最も重要なるを思召され、人心其の趨向を一にするの今日に急なるを以て、屢々文部当局者に命じて国民教育の方針を定めしめたり。……聖明斯の道を講ずるの深き遂に発して去る三十日の勅旨と為れり」と強調していることから容易に理解することができるであろう。

「聖主夙に社会風教の最も重要なるを思召され、人心其の趨向を一にするの今日に急なるを以て、屢々文部当局者に命じて国民教育の方針を定めしめたり。思ふに中外大政の多端なる肝衣宵食の勞を躬からし給ひ、今日に至るまで其の績を考ふるに違あらざりならん。然りと雖ども聖明斯の道を講ずるの深き遂に発して去る三十日の勅旨と為れり。」

陸羯南における教育勅語に一貫して流れている「大御心」の具体的な意味内容については、既に前号（弘前学院大学社会福祉学部研究紀要第8号〔2008〔平成20〕年3月〕において詳細に考察を試みているので、ここでは、聖明が講ずる深き「斯の道」の意味内容に焦点を据えて考察を加えて置きたい。この不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」を日本国民にどのようにして扶植すれば良いのか、日本主義者として「此の善美なる制度」の実質的な「根柢」の「培養」のために日本国民の「国民の智力を増さんが為め教育の改良を期」していた陸羯南は、「夙に社会風教の最も重要なるを思召され」た聖主（聖明・天皇陛下）が「近世の日本」の激変の余に破壊された風俗（国俗）を構造し、礼讓為国の道から乖離した人心を収結して、「均しき」国民的感情としての「人心其の趨向を一にする」ために「文部当局者に命じて国民教育の方針を定め」て、「聖明斯の道を講ずるの深き…三十日の勅旨と為」ったことに対して深く「感拜」していることも既に触れてきたところである。陸羯南によれば、教育勅語の煥発によって「日本臣民が倫理道德の燈明と為」す「礼讓為国の道」とは、「忠君愛民の…上下相譲りて相侵さざるの」、「礼讓以て国を治むるの王道」であり、教育勅語の「斯の道」とは、「斯の道は古今に通じて謬らず、中外に施して替らず、上み、天皇より以て下も匹夫匹婦に至る迄皆な共に其の道として之を奉ずるに足る、国体の精華教育の淵源」であり、我が日本の「聖明斯の道を講ずるの深き」「国民教育の方針」である。「聖明」とは「天子を称する敬語（増補字源）」、「講ずる」は「あきらかに（明）物事の意味を説きあかす（解釈）（増補字源）」の意味である。

この「教育勅語」における日本国（臣）民の「国体の精華教育の淵源」としての「斯の道」の「我

が国民の趨向を一にすべき所」は、陸羯南によれば、「夫れ父母に孝、兄弟に友、夫婦の和、朋友の信、及び皇室に対する忠、是れ皆な日本国民の固有なる倫道」である。そして陸羯南は、この「日本国民の固有なる倫道」について、より具体的に「吾輩（陸羯南）は斯の道を解する」と次のように論述している。

「夫れ父母に孝あり兄弟に友あり、夫婦の相和し朋友の相信じ、恭儉己れを持し博愛衆に及ぼし、学を修め業を習ひ以て智識を啓発し徳器を成就し、進で公益を広め世務を開き、常に国憲を重んじ国法に違ひ、一旦緩急あれば義勇公に奉じ以て天壤無窮の皇運を扶翼す、我が国民の趨向を一にすべき所は斯の道に外ならず。」（「斯道論」）

明治23（1890）年11月23日に「教育ニ関スル勅語」として芳川顕正文部大臣に下付された全文わずかに三一五（315）字からなる「教育勅語」の内容は、「前段の国体の精華（美德）と中段の忠孝を根幹とする国民道徳、後段の勅語の普遍妥当性の三つの部分からなりたっている」。この「教育勅語」の煥発によって示された「聖明（明治天皇）斯の道を講ずるの深き」「国民教育の方針」である「14の徳目」については、今日、「父母ニ孝ニ」「兄弟ニ友ニ」「夫婦相和シ」の家族道徳、「朋友相信シ」「恭儉己レヲ持シ」「博愛衆ニ及ホシ」「学を修メ」「業ヲ習ヒ」「知能ヲ啓発シ」「徳器ヲ成就シ」（道徳の完成）などの個人道徳、「進テ公益ヲ広メ」「世務ヲ開キ」「国憲ヲ重ンシ」（憲法）「国法ニ遵ヒ」（法律の遵守）などの社会的公民道徳として受容され、「臣民の守るべき実践徳目（道徳）」として理解されている。そして陸羯南は、これらの「この目標（斯の道）にむかい臣民が日常生活において実践すべき諸徳目」の中でも、特に「父母に孝、兄弟に友、夫婦の和、朋友の信」などの家族道徳及び個人道徳（道徳の完成）と共に「皇室に対する忠」の国民道徳を、我が「聖明斯の道を講ずるの深き」「国民教育の方針」として重要且つ必要視しているのである。と言うのは、陸羯南がこれら「孝」、「友」、「和」、「信」、「忠」の「是れ皆な日本国民の固有なる倫道」については、我が日本の（国民的精神によって）「歴史的慣習」として形成された「日本社会の因りて建つ所の元素」として理解されているからである。そして陸羯南は、国民道徳としての「皇室に対する忠」こそ、「一旦緩急あれば義勇公に奉じ以て天壤無窮の皇運を扶翼す」る「我が国民の趨向を一にすべき…斯の道に外なら」（「斯道論」）ないと強調しているのである。「緩急」は、「危急の義（増補字源）」、「義勇」は、「正義の心より出づる勇（増補字源）」、「天壤無窮」は、「天地とともにきはまりなし（増補字源）」、「永遠につづくこと（広辞苑）」、「皇運」は、「皇室の運、天子の運（広辞苑）」、「扶翼」は、「たすける（増補字源）」の義である。陸羯南の「吾輩の採る…一定の義」においては、「建国二千五百年一系不易の帝室は日本国民の一特性」である。それ故に陸羯南にとっても「皇室に対する忠」は、日本国民（臣民）が「斯の道」に向かう「皇室は仁徳の源」であり、「教育勅語」は、「皇室の大御心」であるからである。陸羯南は、自らの「皇室に対する忠」について、「吾輩は日本天皇の大権をして理論上にも実際上にも永く天皇の総攬に帰せしめんことを期望し、並に日本皇室は理論上にも実際上にも日本国民の帝室たらんことを切望（傍点筆者）」しているのである。ここでこの陸羯南の「皇室に対する忠」に対して思い出すのは、初代内閣総理大臣伊藤博文の明治国民思想の統一の「機軸」としては、「我国ニ在テ機軸トイヘキハ独リ皇室アルノミ」であると言う言葉である。伊藤博文は、明治21（1888）年6月18日、枢密院において第一回の憲法制定会議（総理大臣黒田清隆）が開かれた時、枢密院議長伊藤博文は、その開会冒頭の憲法政治の実現に向けた挨拶の中で、「我国ニ在テ機軸トスヘキハ独リ皇室アルノミ」と、次のように指摘しているのである。

「抑、欧州ニ於テハ憲法政治ノ萌セル事千余年、独リ人民ノ此制度に習熟セルノミナラズ。又タ宗教ナル者アリテ之カ機軸ヲ為シ深ク人心ニ浸潤シテ、人心此ニ帰一セリ。然ルニ我国ニ在テハ宗教ナル者其カ微弱ニシテ、一モ国家ノ機軸タルヘキモノナシ。仏教ハ一タヒ隆盛ノ勢ヲ張り、上下ノ心ヲ繋キタルモ、今日ニ至テハ已ニ衰替ニ傾キタリ。神道ハ祖宗ノ遺訓ニ基キ之ヲ祖述スト雖、宗教トシテ人心ヲ帰向セシムルノ力ニ乏シ、「我国ニ在テ機軸トスヘキハ独リ皇室アルノミ。」

伊藤博文がここで強調していることは、今、ここに宗教に関してのみ言えば、欧州では宗教が「人

心帰一」の「機軸」としての役割を果たしている、これが秘密となって「統治ノ効用」を容易にしているが、我が国においては、憲法政治の歴史も無く、「人心帰一」の役割を果たすはずの宗教（仏教、神道）も、「今日ニ至テハ已ニ衰替ニ傾」いていて、その力はない。従って、宗教にかわる「人心帰一」、つまり、明治国民思想の統一の「機軸」としては、「我国ニ在テ機軸トスヘキハ独り皇室アルノミ」であると言うことである。伊藤博文は、明治国家の秩序と道徳の根底としての役割を果たすものは、仏教や神道、ましてやキリスト教ではなく、「皇室」だけであり、「皇室」だけが来るべき新しい立憲国家の根底となり得ると考えているのである。

これまで考察を加えて来たように陸羯南は、今、不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の制定によって、日本国民の「善美なる制度」として「益々君民協同帝国の光榮を中外に発揚し祖宗の遺業」を、既に第1節において明らかにしてきたように、具体的には、一つには、「近世の日本は其本領を失ひ……泰西に帰化せんと」、「此漂揺せる日本を救ひて安固なる日本と為さんことを期し、先ず日本の一旦亡失せる『国民精神』を回復し且つ之を發揚」すること、二つには、「近世の日本」の「激変の余」によって「爾來日本国民は実に其の基礎を振搖せられ」てきた天皇大権（統治）の「立憲政体の確立」すること、三つには、「日本と云へる思想」、「此の思想は実に国民的思想」の「勃興」など、明治日本の〔社会の公德を啓発すること〕によって「扶植」することができたとしても、「夙に社会風教の最も重要なを思召され」た聖主（聖明・天皇陛下）が「近世の日本」の激変の余に破壊された風俗（国俗）を構造し、礼讓為国の道から乖離した人心を収結して、「均しき」国民的感情としての「人心其の趨向を一にする」ために「文部当局者に命じて国民教育の方針を定め」て、「聖明斯の道を講ずるの深き…三十日の勅旨」の煥発によって、仁徳の源としての「皇室（天皇）」の「大御心」である「聖明斯の道を講ずるの深き」を「必ず先ず之が根柢を培養」しなければ、「近世の日本」においては、不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の制定に伴う天皇大権（統治）の立憲政体を確立することはできないと考えているのである。既に再三触れているように、陸羯南によれば、教育勅語の「斯の道」とは、「斯の道は古今に通じて謬らず、中外に施して替らず、上み、天皇より以て下も匹夫匹婦に至る迄皆な共に其の道として之を奉ずるに足る、国体の精華教育の淵源」であり、我が日本の「聖明斯の道を講ずるの深き」「国民教育の方針」である。「聖明」とは「天子を称する敬語」（増補字源）、「講ずる」は「あきらかにす（明）物事の意味を説きあかす（解釈）（増補字源）」の意味である。

### 第3節 陸羯南の教育勅語の煥発に求める天皇大権（統治）の「立憲政体の確立」における指導者の育の問題

本節の目的は、陸羯南の教育勅語の煥発に求める天皇大権（統治）の「立憲政体の確立」における社会の指導者教育の問題、陸羯南の言葉を使えば「上に在る者」としての「夫の権柄者及び教育家」の「信義」及び「国民的感情」の問題について考察を試みることにある。と言うのは、陸羯南は、教育勅語の「聖明斯の道を講ずるの深き」「国民教育の方針」は、「上み 天皇より以て下も匹夫匹婦に至る迄皆な共に其の道として之を奉ずるに足る」ものであるにも関わらず、社会の指導者として「上に在る者」である「夫の権柄者及び教育家」の「信義の何物たるを忘るゝに至」っている権柄者の、そして「国民教育の何物たるを知らざる」教育家の「彼の不品行」を、「是れ独り聖旨に背くの罪人にあらずして、又た社会の斯の道を汚すの罪人」であると「猶予なく之を攻撃」しているからである。

陸羯南は、「蓋し斯の道の為に亦た已むを得ざればなり」と注意深く断りながらも、本来は教育勅語の「斯の道を解するに於て復た多言を要」する必要のない筈の「夫の権柄者及び教育家に向つて一言を寄するあらんのみ」と、「猶予なく之を攻撃」を加えている。

それでは、陸羯南は、社会の指導者として「上に在る者」である権柄者の「自ら省みて之を躬行すべきの責任」について、どのように考えているのであろうか、最初に権柄者の之を躬行すべきの責任の問題について考察を試みて見たい。

陸羯南は、社会の指導者である「上に在る者」としての権柄者の信義について、やや長文に亘るが、次のような「一言を寄」せて、「凡そ今日上に在りて権柄を占むる人々は自ら省みて之を躬行すべきの責任ありと謂はざるべからず」と激しく攻撃し批判している。

「上の好む所は下之を倣ふ。我が国に於ては上に在る者啻に政治の権力者たるのみならず、又た社交の権力者たり。不孝の者上に容れるときは国人又た父母を敬せざる者あらん。不友の〔者〕上に容れる、ときは国人兄弟を愛せざる者あらん。糟糠の妻を棄てたる者猶ほ榮地に在り、花柳の色を鬻ぎし者猶権門に入るあらんか、夫婦の道復た民間に全きを得べからず。朋友を擠排して利名を博する者爵禄に安ずるあらんか、衆庶自ら信義の何物たるを忘るゝに至らん。」(「斯道論」)

「上に在る者」とは、陸羯南によれば、具体的には「権柄者及び教育家(教育論者)」を始めとして、「政治の権力者(政治家)」、「社交の権力者」を指している。「上」は、字義的には「身分・地位の高い人(広辞苑)」であるが、陸羯南によれば、「我が国に於ては上に在る者啻に政治の権力者たるのみならず、又た社交の権力者」である。「下」も、字義的には「他より地位・格式・能力などが低い人(広辞苑)」であるが、「衆庶」、即ち「もろもろの人。人民。庶民(広辞苑)」を指している。陸羯南によれば、「我が国に於ては上に在る者」は「啻に政治の権力者たるのみならず、又た社交の権力者」である。この政治の権力者でしかも社交の権力者である「上の好む所は下之を倣ふ」ものである。何故なら、「日本人民は皆な同一邦上の上に住まひ、日本人民は皆な同一種族の裔を承け、日本人民は皆な同一主権の下に服す」る、「即ち日本国民は本来に於て一国民たるの資を完全に保有するの国民」であるからである。

「日本人民は皆な同一邦上の上に住まひ、日本人民は皆な同一種族の裔を承け、日本人民は皆な同一主権の下に服す。即ち日本国民は本来に於て一国民たるの資を完全に保有するの国民なり。」(「不祥を戒ふべし」)

このように「上の好む所は下之を倣ふ」ものであるから、もし「不孝の者」が「上に容れるときは」、「国人(国民)又た父母を敬」う者はいないし、「不友の〔者〕」が「上に容れる、ときは」、「国人(国民)兄弟を愛」する者はいないであろうし、「糟糠の妻を棄てたる者」が「猶ほ榮地に在り、花柳の色を鬻ぎし者」が「猶権門に入る」ことがあれば、「夫婦の道」も「復た民間(人民の間)に全きを得」ないであろう。そして「朋友を擠排して利名を博する者」が「爵禄に安ずる(止まる)」とことがあれば、「衆庶自ら信義の何物たるを忘るゝに至」るのは当然のことであると、「斯道論」において強調しているのである。

「昔し曾て勤儉の徳を全国に諭告し、而して当時上に在る者は夜会を開き舞踏を催して一夕万金を抛つ。昔し法律は曾て賭博売淫を禁じ而して在上の人此の法律を犯す者は曾て法禁に問はるゝなし。是に於て諭告と法律とは一の故紙と為りて復た其の用を為さず。是に因りて之を見れば、夫の教育に関する勅旨の如きは独り教育家の奉じて以て之を施すの責任あるにあらず、凡そ今日上に在りて権柄を占むる人々は自ら省みて之を躬行すべきの責任ありと謂はざるべからず。」(「斯道論」)

陸羯南が「凡そ今日上に在りて権柄を占むる人々」を「猶予なく之を攻撃」しているのは、「不孝の者」、「不友の〔者〕」、「糟糠の妻を棄てたる者」、「朋友を擠排して利名を博する者」、「法律を犯す者」などの「彼の不品行」を決して許すことが出来なかったからである。「糟糠の妻」とは、「困窮している時から連添って艱苦を共にしてきた妻(広辞苑)」の意味である。陸羯南が「権柄を占むる人々」を「猶予なく之を攻撃」しているのは、「上の好む所」は、「下此より甚だし」いからで、「是に於て一家の内に父子相争ひ、一室の内に夫婦相疑ひ、一門の内に兄弟相闘ぎ、一郷の内に朋友相擠し、一国の倫道の藹然たるもの」も失われようとしており、「是れ維新以来今日に至る迄の実勢」だからである。「藹然」とは、「おだやかなさま。なごやかなさま(広辞苑)」の意味である。

「上の好む所下此より甚だしきあり。是に於て一家の内に父子相争ひ、一室の内に夫婦相疑ひ、一門の内に兄弟相闘ぎ、一郷の内に朋友相擠し、一国の倫道の藹然たるもの無からんとす、是れ維新以来

今日に至る迄の実勢なり。」(「謹読勅語」)

このように陸羯南は、これらの社会の指導者として「上に在る者」、「凡そ今日上に在りて権柄を占むる人々は自ら省みて之を躬行すべき責任」があるにも関わらず、「若し然らずして『是れ教育の事なり、小学生徒の課程に適用すべきものなり』として<sup>すこし</sup>毫も顧慮する所」がないとすれば、「是れ独り聖旨に背くの罪人にあらずして、又た社会の斯の道を汚すの罪人」であるとまで、「猶予なく之を攻撃」しているのである。

「凡そ今日上に在りて権柄を占むる人々は自ら省みて之を躬行すべき責任ありと謂はざるべからず。若し然らずして『是れ教育の事なり、小学生徒の課程に適用すべきものなり』として<sup>すこし</sup>毫も顧慮する所なきか、是れ独り聖旨に背くの罪人にあらずして、又た社会の斯の道を汚すの罪人なり。吾輩は猶予なく之を攻撃せずんばあらざるなり。」(「斯道論」)

陸羯南は、社会の指導者として「上に在る者」、「上の好む所は下之を倣ふ」ので、「上の好む所下此より甚だしき」実勢をもたらし、「衆庶自ら信義の何物たるを忘るゝに至」っている<sup>すこし</sup>と指摘しているのである。陸羯南が「上に在る者」である権柄者を「社会の斯の道を汚すの罪人」であると「猶予なく之を攻撃」を加えているのは、社会の指導者として権柄者が教育勅語の「斯の道」を「『是れ教育の事なり、小学生徒の課程に適用すべきものなり』として<sup>すこし</sup>毫も顧慮する所」が無いと考えているからである。

「是に因りて之(在上の人法禁に問われることはない)を見れば、夫の教育に関する勅旨の如きは独り教育家の奉じて以て之を施すの責任あるにあらず、凡そ今日上に在りて権柄を占むる人々は自ら省みて之を躬行すべき責任ありと謂はざるべからず。」(「斯道論」)

陸羯南は、「在上の人」は、教育勅語の「斯の道」を「小学生徒の課程に適用すべきものなり」として<sup>すこし</sup>毫も顧慮する所」がない、しかも「在上の人法禁に問われることはない」「上に在る者」権柄者、即ち政治の権力者であり社交の権力者については、「信義の何物たるを忘るゝに至」る社会の指導者として「彼の不品行」を決して容認できなかったのである。教育勅語の「国体の精華教育の淵源」に求める「斯の道」は、再三言及したように、陸羯南によれば、「夫れ父母に孝、兄弟に友、夫婦の和、朋友の信、及び皇室に対する忠、是れ皆な日本国民の固有なる倫道」であるからである。このように陸羯南は、「凡そ今日上に在りて権柄を占むる人々は自ら省みて之を躬行すべき」である、「社会の斯の道(聖旨)を汚すの罪人」であるとまで述べて、「政治の権力者」や「社交の権力者」の責任を問うているのである。この陸羯南のより具体的には伊藤博文などの「政治の権力者」及び「社交の権力者」の「論告と法律」の「之を躬行すべき責任」に対する強烈な不信感については、前号(弘前学院大学社会福祉学部研究紀要第8号)において簡単に考察を試みている。

この社会の指導者である「上に在る者」としての権柄者の信義の問題に続いて、陸羯南の第二の課題は、陸羯南が「此の滔々たる教育家は夫の勅語を読みて如何に解受するか」と激しく詰問して、「彼等は殆んど教育の本旨を誤解するに似たり」と「不遜の評を下」しているように、「教育家及び教育論者」における教育勅語の「解受」の問題である。

「今日の教育家は殆んど教育家たる姿だにあらざるなり。彼れ唯だ教育事業の学術に関係あることを知り、而して教育自身の領分が学術と全く異なる所あるを知らず。彼等は殆んど教育の本旨を誤解するに似たり。是れ独り教育家のみならず、教育を事を論ずる者も亦た然り。吾輩は教育家及び教育論者に付きて斯の如き不遜の評を下すも亦た已むを得ざればなり。」(「斯道論」)

陸羯南は、教育勅語の「解受」における「教育家及び教育論者」の教育の「国民的感情」の問題について、「彼等(教育家)は殆んど教育の本旨を誤解」して、「学理の基礎は推理に在りて教育の基礎は感情に在るにも関わらず、「彼等は既に其の基礎(感情)を失」っている、「而して斯る教育家及び教育論者は彼の不品行なる権柄家と殆んど其の科を同くするの罪人」であると断じて「猶予なく之を攻撃」しているのである。そして陸羯南は、今日の「教育家及び教育論者」に対して、「是れ亦た斯の道の罪人にして吾輩は共に教育を論ずることを欲せざるなり」(傍点筆者)とまで「不遜の評を下」しているの

ある。陸羯南が、今、これらの「教育家及び教育論者」と「吾輩は共に教育を論ずることを欲」しない最も大きな事由は、教育勅語の煥発によって「文部当局」が「斯の道」を「国体の精華教育の淵源」に求めて日本国民の「国民教育の方針を定めた」にも関わらず、「是れ国民教育の何物たるを知ら」ないばかりか、「彼等（教育家及び教育論者）は殆んど教育の本旨を誤解」して「殆んど日本の教育を一層破壊せんと欲するもの」で痛烈に批判を加えると共に危機意識を抱いている所にある。

「若し此に疑問を（此の神聖の勅文に）下だすものは是れ国民教育の何物たるを知らざるものなり。殆んど日本の教育を一層破壊せんと欲するものなり。」（「斯道論」）

それでは、陸羯南は、陸羯南が教育勅語の煥発によって「屢々文部当局に命じて国民教育の方針を定めしめたり」と言う時の、また「若し其の不完全なる学理を以て」「若し此に疑問を下すものは是れ国民教育の何物たるを知らざるものなり」と言う時の、日本国民の「国民教育」についてはどのように考えているのであろうか。陸羯南のこの「国民教育」は、一つには、日本国民の「教育の基礎は感情」にあること、二つには、日本国民の「普通教育」にあることの、大きく二つの意味内容を有している。陸羯南が日本国民の「教育の基礎は感情」にあると強調する事由は、教育勅語の「国体の精華教育の淵源」に求め、日本国民の「国民教育の方針」である「斯の道」は、陸羯南が「是れ学理を以て推究すべきものにあらずして、感情を以て断定すべきみもの」と考えているからである。何故なら、陸羯南によれば、教育勅語において「聖明斯の道を講ずるの深き」「夫れ父母に孝、兄弟に友、夫婦の和、朋友の信、及び皇室に対する忠」は、「是れ皆な日本国民の固有なる倫道」であり、「日本国民の歴史的慣習」であり、「日本社会の因りて建つ所の元素」であるのに、「若し其の不完全なる学理を以て之を讀まば必ず多少の疑問を此の神聖の勅文に下」（傍点筆者）すことになるからである。そして陸羯南は、「若し此に疑問を下すものは是れ国民教育の何物たるを知ら」ないばかりか、「殆んど日本の教育を一層破壊せんと欲する」「罪人」であると「猶予なく之を攻撃」していることは先に触れた所である。陸羯南は、「今日の教育家」は、「彼等の眼中に唯だ学理あり、不完全なる学理あり、冷淡なる学理あり、而して温厚なる感情はな」いので、「是れ教育家にあらずして学術家なり」と断定している。そして陸羯南は、「学理の基礎は推理に在りて教育の基礎は感情に在り」と力説する。それ故に「今日の教育家」は、「彼等は既に其の基礎（感情）を失」っているので「教育家たるを得」ないと言う。陸羯南が教育の基礎に据える「感情」とは、「夫の勅語を讀みて」「推理に在りて」「一切之を（冷淡なる）学理に問はんと欲」するのではなく、教育勅語の「聖明斯の道を講ずるの深き」を「温厚なる感情」を以て「斯の道」に「人心其の趨向を一にする」日本国民の「均しき」「国民的感情」である。この陸羯南の「教育の基礎は感情に在り」と言う時の「感情」ないし「国民的感情」は、陸羯南の「一国特性の保統発達を期する」「国民旨義」ないしは「一国の統一を鞏固定んし以て愛国の精神を發揮する」「国民的の観念」と同趣旨であると解して良いであろう。

それでは、陸羯南における「国民教育」の二つ目の意味内容である「普通教育」については、どのように考えているのであろうか。陸羯南は、「普通教育」の意味内容については、教育勅語の「斯の道」を「之を奉ずるに足る」ことを論じた「斯道論」においては、必ずしも明確にしていない。しかしながら、陸羯南が「高等の教育は教育家の本務にあらず、其の本務は普通教育に在り」と強調し、そして「今日の教育家」が「彼等一切の事を学理的に推究せんことを欲」って、「スペンセルの学説を取りて之を普通教育に迄に適用せんことを望むに似たり」と批判しながら、「今日の教育家」について「彼れ唯だ教育事業の学術に関係あることを知り、而して教育自身の領分が学術と全く異なる所あることを知らず」と論説していることから、陸羯南は、「教育家の本務」である「普通教育」については、「高等の教育」でも、また一切の「教育事業」を学理的に推究して、「新学説を導きて国民教育の上に尚へ修身書の反訳せしものは一時小学校の教課に組み入れた」り、「スペンセルの学説を取りて之を普通教育に迄に適用」することでもなく、「教育の本旨」は「教育自身の領分が学術と全く異なる所」にある国民教育であると考えているのである。陸羯南が痛烈に批判を加えている明治政府の「スペンセルの

学説を取りて之を普通教育に迄に適用せんことを望む」とは、明治政府がこのスペンサーの「権利論であり、社会平等思想」を「普通教育に迄に適用」して「児童の自由、個性を尊重」せんことを望んでいると言う意味である。なお陸羯南がここに指摘する「新学説を導きて国民教育の上に尚へ修身書の反訳せしものは一時小学校の教課に組み入れた」小学校の修身「修身口授」の翻訳修身教科書とは、文部省がはじめて指定した次の5種の翻訳修身教科書である。「翻は反に同じ」（増補字源）意味である。即ち、下等小学1年では、『民家童蒙解』（青木輔清著、巻1・2は和漢洋の古今先哲の嘉言訓話、巻3以下はウエイランド『ウイズドム』の抄訳）、『童蒙教草』（チャンバース『モラル・クラスブック』、福沢諭吉訳）、下等小学2年では、『泰西勸善訓蒙』（前篇はボンヌの著作、後編はウキンスロウ『モラル・フィロソフィー』の抄訳、続篇はヒュク『システム・オブ・モラル・サイエンス』の一部抄訳、箕作麟祥訳）、『修身論』（ウエイランド『エレメンツ・オブ・モラル・サイエンス』、阿部泰蔵訳）、『性法略』（フィッセリング著、神田孟格訳）などである。その内容は、例えば勤勉、勤労、慎生、儉約、寛容、忍耐、誠実などの個人道徳、践約（約ヲ守ル可キ務）、施恩、博愛、老幼、交友、主従、貴賤などの人間関係の道徳、権利、義務、正義、愛国、経済生活などの国家社会に対する公民道徳で、西欧の近代市民倫理について説いたものである。これらの「一時小学校の教課に組み入れた」翻訳修身教科書やスペンサーの「所説」及びわが国の明治時代の教育界に与えた影響については、前号（弘前学院大学社会福祉学部研究紀要第8号）において簡単に考察を試みているので是非参照して欲しい。

このように陸羯南が国民教育の「教育の本旨」について「教育自身の領分が學術と全く異なる所」にあるのであり、教育家の「其の本務は普通教育に在る」と考えているのである。とすれば、陸羯南における普通教育の「教育の本旨」は、「小学生徒の課程」に「顧慮する所」として、そして「高等の教育」における「教育自身の領分が學術と全く異なる所」として「今日の教育家」に求められる「是れ独り聖旨」である「斯の道」にあると言えよう。その意味では、陸羯南の普通教育の目的は、教育勅語の「聖明斯の道を講ずるの深き」「皇室は仁徳の源」を「臣民仰ぎて其の光輝を瞻ること衆星の北辰に向ふ」ように「国民教育の方針を定め」、そして「一国の統一を鞏固にし以て愛国の精神を發揮する」ために、「内には君民の調和を鞏くし外には一国の特性（此の憲法の發布を国民偕楽の間に遵守すること）を明にし以て世界の君主国たら」（傍点筆者）しめることによって、「一国統一の上に於て君主政の元氣と相吻合し、文明進歩の上に於て能く歴史上の精神（古来天子は民心に基きて政を執らせらるゝこと：国民精神）と相調和し、列国交際の上に於て能く独立の精神と相連結す」る「国民的の観念」を育成して、『日本国民』をして其天賦の任務を竭さしめんことを謀る」ことにあると言っても良いであろう。

## 終わりに

本稿においては、陸羯南が教育勅語の「斯の道を解するに於て」「如何に解受」したのか、「内には君民の調和（国民団結）を鞏くし外には一国の特性を明にして以て世界の君子国たらんこと」を「最終希望」している陸羯南の不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の制定に関わり伴う教育勅語観について、前号（弘前学院大学社会福祉学部研究紀要第8号）において紙幅の関係から「残されている」、次の二つの課題を問題設定して究明を試みている。

その第一は、陸羯南における不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の制定、即ち天皇大権（統治）の「立憲政体の確立」に伴う、教育勅語の日本国民の「人心其の趨向を一にする」「国民教育の方針」の問題で、具体的には、(1) 不磨の大典「大日本帝国憲法（明治憲法）」の制定に伴う「此の善美なる制度を扶植する」問題、及び(2) 教育勅語における国民教育の方針—その「根底」の「培養」の二つの問題に焦点を据え、そしてその第二は、陸羯南の教育勅語の煥発に求める天皇大権（統治）の「立憲政体の確立」における指導者教育の問題について、陸羯南の教育勅語の国（臣）民教育の基本方針の問題として教育勅語の煥発以後の「社会の斯の道（聖旨：国体の精華・教育の淵源）を汚す罪人」

の問題について考察が加えられている。なお前号(弘前学院大学社会福祉学部研究紀要第8号)においては、陸羯南における「仁徳の源」としての「皇室(天皇)」の「大御心」—「礼讓為国の道」の確立・実現への期待の問題を扱っている。ところで陸羯南が、教育勅語の煥発に対してすぐさま呼応して、「我輩は今日の時勢に考えて深く勅令(勅旨)の剴切なると感拜」しているのは、この教育勅語に貫かれている「仁徳の源」としての「皇室(天皇)」の「大御心」である「斯の道」を「吾輩は、…永く日本臣民が倫理道德の燈明と為さん」と考えていたからである。と言うのは、明治23(1890)年11月3日『日本(第540号)』の論説「斯道論」において、陸羯南が、今、日本国民の「善美なる制度」として不磨の大典「大日本帝国憲法(明治憲法)」を扶植するに当たり、「必ず先ず之が根柢を培養」しなければならないとにおいて力説しているのは、陸羯南が「独り憂ふべきは当初激変の余遂に風俗を破壊せしめ、……斯の如くなれば新制度新法律其れ何に因りて国風に陶化せられ、至中の地に止まることを得(斯道論)」ることができないと主張して、我が国の「風俗を破壊せしめ」る「当初激変の余」について、次のように極めて深刻な危機意識を抱いているからである。

「此の善美なる制度を扶植するに當りてや、必ず先ず之が根柢を培養せざるべからず。」

「独り憂ふべきは当初激変の余遂に風俗を破壊せしめ、人心をして乖離せしめ、破壊未だ構造に至らず、乖離未だ収結に至らず、而して国民的感情は遂に他邦に均しきを得ず。斯の如くなれば新制度新法律其れ何に因りて国風に陶化せられ、至中の地に止まることを得べけんや。」(「斯道論」)

陸羯南がここに言う「当初激変の余」の「激変」とは、「日本は……一たび国を開きて此等諸外国と交を結びてより有形無形数多の点に於て彼の我に優ること遠きを知り、頓に洋風模倣の意を生じ百事則を彼に取るに至(日本と云ふ表題)」ったことを意味している。そして陸羯南は、この「当初激変の余」に行われた風俗の破壊について、「日本と云ふ表題」の中で、法律と共に「人民の風俗も亦容易に変更すべしとの妄想を抱」き、日本の「人民の習慣伝制嗜好経済等に適すると否とに」関わらず「宜しく欧州風に化せ」んとして、「徒に西洋に心酔」したからであると次のように痛烈に批判を加えている。

「法律は人民に必要緊急なるよりして起べきものなるに、是も亦西洋の甲国又は乙国の法律を翻譯模倣するに外ならず。人民の風俗も亦容易に変更すべしとの妄想を抱くものあり。其理由は人民の習慣伝制嗜好経済等に適すると否とにあらず、只彼は欧州にして此は日本なれば宜しく欧州風に化せしむべし云ふにあり、斯くて男女日用衣食住の具、遊戯歌舞の法に至るまで挙げて西洋に倣ひ、……徒に西洋に心酔する者の通観なり。」(「日本と云ふ表題」)

そして陸羯南は、このように「激変の余遂に風俗を破壊せしめ、人心をして乖離せしめ、破壊未だ構造に至らず、乖離未だ収結に至らず、而して国民的感情は遂に他邦に均しきを得」ない社会状況の中で、「今や欧米諸邦の制度を集めて之を祖宗の遺旨に稽へ以て新に制度法律を大成」した所の不磨の大典「大日本帝国憲法(明治憲法)」の制定して、天皇大権(統治)の「立憲政体の確立」を扶植するためには、「昔し漢土の文物を我れに採るや、我国の風俗之を陶化して以て遂に日本文物と為した」ように、「豈に其の国俗(我国の風俗)の力能く之を陶化する」ことによって、「斯の如くなれば新制度新法律其れ…国風(我国の風俗)に陶化せられ、至中の地に止まること」が始めて可能であると主張するのである。

陸羯南は、「新制度新法律」である不磨の大典「大日本帝国憲法(明治憲法)」を制定して、日本国民に天皇大権(統治)の立憲政体を確立するためには、恰も「英国の政体之を仏国に移せば則ち仏国政体と為り、之を独国に移せば則ち独国政体と為る」ように、「豈に其の国俗(我国の風俗)の力能く之を陶化する」ことができると考えているのである。そして陸羯南は、「当初激変の余遂に風俗を破壊せしめ、…而して国民的感情は遂に他邦に均しきを得」ることが出来ない「日本国民は方に渦水の上に漂ひて其根柢を失」いて、「風俗の以て其の制度を陶化する能はざるものは是れ国の大患なり」とまで述べている。

ところで、日本主義者としての陸羯南の明治22(1889)年の時点における教育目的は、『日本』の「創

刊の辞〕の中で端的に述べているように、「方に渦水の上に漂ひて其根柢を失」っている「先づ日本の一旦亡失せる『国民精神』を回復し且つ之を發揚せんこと」にあるが、究極的には「内外に向て共に信義を旨とし我が『君子国』の称を回復發揚する」ことにある。ここに陸羯南が『日本』の「初刊の緒言」に言う「日本の一旦亡失せる『国民精神』」とは、陸羯南が『日本（第2号）』の論説「国民的の觀念」の中で、「獨り政權上に於て獨立の完全ならざるのみならず、外國の勢力は滔滔として我島國に漂蕩し、我風俗習慣も我制度文物も我が歴史上の精神も、甚しきに至りては我國民精神をも一洗し去らんとす」と論説しているように、「当初激變の余」による風俗の破壊によって「一洗し去らん」としている「我風俗習慣」であり「我制度文物」であり「我が歴史上の精神」などの「国民的感情」である。「感情」とは「かんじて心をうごかす。心理学にて苦・樂・美・醜等を感じずる心のはたらき」（増補字源）である。とすれば、陸羯南がここに「先づ日本の一旦亡失せる『国民精神』を回復し且つ之を發揚せん」としている「国民精神」は、陸羯南が『日本（第540号）』の論説「斯道論」の中で、「風俗の以て其の制度を陶化する能はざるものは是れ國の大患なり」とまで述べている「風俗」のことで、その「風俗」とは「国民的感情」・「国民的の觀念」など共に同趣旨であると考えて良いであろう。陸羯南は、明治23（1890）年10月30日、「國体の精華教育の淵源」を「聖明<sup>（マフ）</sup>の徳」に置く「教育勅語（教育に関する勅語）」が煥發されると、「我輩は今日の時勢に考へて深く勅令（勅旨）の剴切なると感拜」している大きな事由に、「聖主<sup>（マフ）</sup>に社会風教の最も重要なるを思召され」と記述して、「人心其の趨向を一にするの今日に急なるを以て」、「社会風教」を挙げているのも「豈に其の國俗（我國の風俗）の力能く之を陶化する」ことができると考へているからであろう。「風教」とは「それとなく民を導きて善に化せしむ、をしえ=風俗教化（増補字源）」、「聖主」は「すぐれたる天子（増補字源）」の意味である。従つて、陸羯南が不磨の大典「大日本帝國憲法（明治憲法）」である「此の善美なる制度を扶植するに當りてや、必ず先ず之が根柢を培養せざるべからず」と強調する時の「之が根柢を培養」とは、社会風教である「風俗」の培養を意味していよう。それは、より具体的には、「我風俗習慣」であり「我制度文物」であり「我が歴史上の精神」などの「国民的感情」であり「国民精神」であり「国民的の觀念」などの培養であろう。その意味では、陸羯南は、不磨の大典「大日本帝國憲法（明治憲法）」である「此の善美なる制度を扶植するに當りて」、「我風俗習慣」・「我制度文物」・「我が歴史上の精神」などの「国民的感情」・「国民精神」・「国民的の觀念」などの「必ず先ず之が根柢を培養」するために、教育勅語の煥發によって風俗である「社会風教」を「国民教育の方針」として定め、日本國民の「教育の改良を期」していたのである。

このように日本主義者として大日本帝國憲法（明治憲法）の「此の善美なる制度」の実質的な「根柢」の「培養」のために日本國民の「教育の改良を期」していた陸羯南は、「当初激變の余遂に風俗を破壊せしめ」られ「日本國民は方に渦水の上に漂ひて其根柢を失」っている社会状況の中で「獨り憂」いながら、「今や欧米諸邦の制度を集めて之を祖宗の遺旨に稽へ以て新に制度法律を大成」した所の不磨の大典「大日本帝國憲法（明治憲法）」の制定に伴う天皇大權（統治）の立憲政体を実質的に確立するために、教育勅語の煥發を大日本帝國憲法（明治憲法）の扶植の保障機能（作用・装置）としての教育勅語の演ずる使命と役割に大きな教育的意義を求めていたのである。陸羯南は、教育勅語を明治天皇制國家体制（不磨の大典・明治憲法）の教育的イデオロギーとして「永く日本臣民が倫理道德の燈明と為さん」と考へているからである。そこに陸羯南の「狹隘なる攘夷論の再興」ではなく、「博愛の間に國民精神を回復發揚する」君民共治の精神と國民主義に基礎を置く教育勅語観の思惟構造を見ることは容易であろう。

なお陸羯南は、『日本』の論説「日本と云ふ表題」において、「西洋事物の我國に伝來すること」については、「抑々今日に於て西洋諸國の我に優れる開化を占むることは、何人たりとも之を知らざる者なかるべし」と、殊に具体的には「權利自由の説」や「哲学道義の理」、「西洋諸國の工技文芸」、「其經濟的實業的事」、「風俗習慣の或るもの」などについて極めて高い評価を与えながらも、「然れども

此等重愛する事を我国に伝えて採用するに至りては、大に其適否を考へざるべからず」と極めて慎重な姿勢を見せている。陸羯南は、「風俗習慣の或るものに就きても、吾輩は亦西洋を欽慕することなきに非ず」ではあるが、陸羯南が西洋事物の「採用は実に主要の問題」となっているのは、「日本の利益幸福なるが故に之を採用する者なり、西洋に於て善良なる事物も、我国に移して適当ならざるものは棄て、之を顧み」るべきではないと考えているからである。

## 引用・参考文献

本稿の引用・参考文献は、下記の通りである。本来ならば、引用文献については、引用箇所を精確に明記すべきであるが、紙幅の関係で割愛し、ご寛容を願ひ参考文献と共に「引用・参考文献」として掲載している。

- 1 西田長寿・植手通有編『陸羯南全集第二巻』
  - (1) [創刊の辞]・「日本と会ふ表題」(明治22年2月11日『日本(第1号)』)
  - (2) 「国民的の観念」(明治22年2月12日『日本(第2号)』)
  - (3) 「日本国民の基礎定まる」(明治22(1889)年2月13日『日本(第3号)』)
  - (4) 「不祥を祓ふべし」(明治22(1889)年2月14日『日本(第4号)』)
  - (5) 「憲法發布後に於ける日本国民の覚悟」(明治22(1889)年2月15日『日本(第5号)』)
  - (6) 「謹読勅語」(明治23(1890)年11月1日『日本(第※号)』)
  - (7) 「斯道論」(明治23(1890)年11月3日『日本(第540号)』)
  - (8) 「天皇と政府、伊藤伯の憲法義解」二巻 p.79)
  - (9) 「日本国民の新特性」
- 2 簡野道明『増補字源』
- 3 新村出編『広辞苑』
- 4 坂本多加雄『明治国家の建設』
- 5 長田新監修『西洋教育史』
- 6 荒井武・小林政吉・野口伐名他『教育原理〔改訂版〕』
- 7 荒井武・小林政吉・野口伐名他『教育史』
- 8 古川哲史編『日本道德教育史』
- 9 加藤仁平・工藤泰正・遠藤泰助・加藤勝也『新日本教育史』
- 10 <http://www.cc.matsuyama-u.ac.jp/~tamura/dainihonnkokukennpou.htm>
- 11 矢島羊吉・神保博行・荒井武・小林政吉『道德教育の研究』